

# 一推桜

-わかざくら-

卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金報告	p2
公立幼稚園紹介	p3
太陽光発電システム設置奨励金	p4
介護予防教室の案内 ほか	p5
健康だより	p6～8
図書館からのお知らせ ほか	p9
議会だより	p10～19
お知らせ(制度・募集・催し)	p20～30
スポーツのコーナー、連載ひみこちゃん	p31



6

月号

平成26年/2014年

桜井市広報

No. 1240

往年の名車が今年も桜井市を通過!

4月20日 クラシックカーレース  
『ラフェスタ プリマヴェラ 2014』

# 卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金のご報告

桜井市では、平成20年8月に「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金」を設置し、邪馬台国のロマンに心魅かれる人や桜井市を応援して下さる人からの寄附を募っています。遺跡の現地説明会や考古学フォーラム、市内で行われる各種イベント等でPR活動を継続しています。これまでに、下記のとおり市内外からたくさんの寄附をいただきました。

＜平成26年3月末現在＞

事業名	個人				団体				合計	
	市内		市外		市内		市外			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①纏向遺跡の調査研究・保存活用	71	666,400	952	13,343,018	6	140,700	8	295,000	1,037	14,445,118
②産業又は観光の振興	7	21,000	63	531,000	2	2,000,000	0	0	72	2,552,000
③自然環境の保全	2	18,000	208	1,706,750	2	1,300,000	0	0	212	3,024,750
④医療又は福祉の充実	11	355,000	108	2,649,500	0	0	2	70,000	121	3,074,500
⑤教育又は文化の振興	9	62,000	122	1,252,000	0	0	0	0	131	1,314,000
⑥消防、救急又は防災の充実	8	35,000	19	146,000	1	1,000,000	0	0	28	1,181,000
⑦指定無し	15	2,341,000	432	3,865,000	3	2,777,106	1	500,000	451	9,483,106
合計	123	3,498,400	1,904	23,493,268	14	7,217,806	11	865,000	2,052	35,074,474

平成22年度までの寄附金総額	21,989,324
平成23年度寄附金総額	2,269,500
平成24年度寄附金総額	3,744,650
平成25年度寄附金総額	7,071,000
平成26年3月31日現在の合計額	35,074,474

2,000円以上寄附していただいた人には、税金の還元制度があります。また、5,000円以上寄附していただいた人には桜井市の特産品を進呈します。申込み・支払方法等詳しい内容は、税務課市民税係へ問い合わせてください。

みなさんの応援のもと、魅力あふれるまちづくりに向けて取り組んでいきますので、今後ご協力をお願いします。

## 平成25年度に卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金を活用させていただいた事業

◆「纏向遺跡の調査研究・保存活用」に100万円を活用させていただきました。

### 現地説明会の開催

纏向遺跡第180次調査の現地説明会を2月9日に開催し、約1,700名が参加されました。今回の調査は、一連の範囲確認調査では初めてJR桜井線の東側を調査したもので、新たな建物遺構や区画溝などが展開することが確認されました。



### 調査研究情報の発信

纏向学研究センターにおいて様々な研究活動を行うとともに、情報発信事業としてホームページの運営を行いました。また、「研究紀要」・「センター年報」・「纏向考古学通信」などを刊行し、全国の大学や研究機関等に発送させていただきました。

### 普及事業の開催

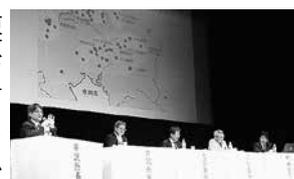
市民を対象とした入門講座「纏向考古学講座」を開催するとともに、市立図書館において平成25年7月と平成26年1月に「纏向学セミナー」を開催し、それぞれ約280名が参加されました。

また、首都圏における桜井市や纏向遺跡の知名度の向上と調査研究成果の発信を目的として平成25年11月4日に千代田区有楽町のみやうりホールで、東京フォーラム「纏向出現Ⅱ」を市の主催、読売新聞社の後援により開催し、約900の方が参加されました。

纏向学セミナー



東京フォーラム



◆「桜井市市民協働推進補助金」に72万9,400円を活用させていただきました。

市民のみなさんが取り組む新たな公益活動を応援する事業補助制度として活用いたしました。平成25年6月27日に事業審査会を行い、応募団体は一般傍聴可能な公開型プレゼンテーションを通してそれぞれの企画を発表しました。平成25年度は8つの事業が採択され、市内各地で公益的な活動を行いました。

▷問い合わせ先 税務課市民税係

(☎ 42 - 9111 内線 545) **【税務課】**

# 笑顔いっぱい楽しく学ぶ幼稚園

👑🐣🐣🐣🐣🐣🐣🐣🐣🐣 = 桜井市公立幼稚園 =

## 幼稚園ってどんなところ？

幼稚園では、一人一人の育ちを大切に、友達との遊びを中心とした生活の中で、感動する心や自分で考え行動する意欲・きまりを守ろうとする態度等を育て、生きていくための基礎となる力を身につけていく教育の場です。

## ～幼児期の学びは、友達との遊びから～



ふれあい体験。  
「やぎさん、ごはんをどうぞ！」優しい気持ちで育ちます。

みんなで誕生会。  
お家の人と一緒に祝いし、大きくなった喜びや命の大切さを学びます。



火事だ！出動！！  
「大きくなったら消防士さんになりたい！」防火の大切さを学びます。

「ソーレ！1.2の3！」みんなでバルーンを膨らませ、運動遊びを楽しみます。



幼稚園の一日

	月・火・木・金	水
8:30	登園	登園
	いろいろな遊びをする	いろいろな遊びをする
	片付け	片付け
	クラス全体で活動する	クラス全体で活動する
11:30	昼食	降園
	いろいろな遊びをする	預かり保育
14:00	降園	
16:00	預かり保育	

『預かり保育』  
教育時間終了後、仕事や家庭の都合など保護者の希望に応じて、月～金曜日の午後4時まで『預かり保育』を行っています。(夏・冬休みも実施)  
※3歳児は9月から実施

各幼稚園の所在地と電話番号<保育サポートのボランティアを募集します。詳細は近くの幼稚園まで>

桜井南幼稚園 (河西207) ☎43 - 2947      安倍幼稚園 (生田578) ☎42 - 3608  
 桜井西幼稚園 (大福356) ☎42 - 9107      三輪幼稚園 (三輪324) ☎42 - 6077  
 織田纏向幼稚園 (芝1835) ☎43 - 0240

【学校教育課 ☎42 - 9111内線607】



# 住宅用太陽光発電システム 設置奨励金を交付します

※再生可能なエネルギーの普及により、温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化対策を推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置した人に予算の範囲内において「市内共通商品券」を交付します。

## ◆対象者

次のすべてを満たす人

- ① 市内に住民登録がある人
- ② 住宅用太陽光発電システムを、市内の自らが住む住宅に設置した人、または市内で自らが住むために住宅用太陽光発電システムを設置した新築住宅を購入した人
- ※店舗等商業施設を兼ねた住宅や共同住宅は対象外です。
- ③ 次のⅠまたはⅡのいずれかに該当する人
  - Ⅰ平成25年4月17日から平成26年3月31日までの間に国（J・P・E・C『太陽光発電普及拡大センター』）に「補助金申込書」を提出した後、交付決定を受けた人
  - Ⅱ国の補助金申込書の受付終了後（平成26年4月1日以後）に国（経済産業省）の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく10kw未満の太陽光発電設備の認定を受けた人で、電力会社と系統連系に伴う電力受給契約を自ら締結した人
- ④ 市税等の滞納がない人
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではない人、またその者と社会的に非難されるべき関係がない人

※三輪山之辺風致地区、鳥見山風致地区、磐余風致地区

において設置する場合は、設置前に都市計画課（☎42・9111内線223）まで問い合わせてください。

※大和青垣国定公園、景観保全地区、環境保全地区において設置する場合は、設置前に必ず県景観・自然環境課自然環境係（☎0742・27・8757）まで問い合わせてください。

## ◆奨励金の交付額・交付件数

桜井市商工会発行の「市内共通商品券」にて交付します。交付額は1件当たり5万円分・交付件数60件。（先着順）※ただし、同一の住宅につき1回限りとします。

## ◆受付期間

7月1日（火）から平成27年3月31日（火）までの午前9時から午後5時（土・日・祝日および12月29日、1月3日は除く）に奨励金交付申請書に必要書類を添えて、環境総務課（市グリーンパーク管理工房棟4階）まで直接持参してください。（郵送の受付はできません。）

※受付期間内であっても予算の範囲を超える日をもって受付を締め切ります。

## ◆申請方法

奨励金交付申請書・納税状況確認の承諾書（環境総務課か、市ホームページでも入手できます）に必要書類を添えて申請してください。

## ◆必要書類

- (1) 住民票の写し（発行から3か月以内の原本）
- (2) 納税状況確認の承諾書
- (3) 発電システムの設置状態を示すカラー写真
- (4) 次のいずれかの書類

○上記の対象者③のⅠに該当する人は、国の補助金交付決定通知書原本（確認後返却）（通知書の受理決定番号（14桁）が50で始まるもの）  
○上記の対象者③のⅡに該当する人は、次の書類の写しが必要です。

- ・電力会社との電力受給契約に関する書類の写し
- ・発電システムの設置に係る工事請負契約書（発電システムが設置された新築住宅を購入した場合は、売買契約書）の写し
- ・発電システムの設置費に係る領収書および内訳明細書の写し

▽問い合わせ先 環境総務課（☎45・2001）

【環境部】

## 効率的なご収集のためのお願い

家庭から出るごみは、スーション方式（一定の戸数、区域ごとに集積場所を設けること）で収集し、集積場所を出来る限り少なくするのが効率的です。そのため、ごみカレンダーで確認し、決められた日の決められた時間（午前8時30分）までに、決められた場所に出すルールを守っていただくことが必要です。集積場所は、区長・総代等の申し出により、環境部と協議して決めています。収集車が安全かつ効率的に運行できるように、市民のみなさんのご協力をお願いします。

【環境部】

## 清掃公社から 浄化槽清掃について

### お知らせ

「浄化槽法」では、1年に1回清掃することが義務づけられています。浄化槽を清掃しないと、河川の汚染や浄化槽の故障（詰まり）の原因になりますので、1年に1回清掃を実施してください。申込は清掃公社まで連絡してください。

【清掃公社 ☎45・2005】

## 介護予防教室の案内 《参加費無料》

▷対象者 市内在住の68歳以上78歳未満で介護認定を受けていない人

担当地域包括名 担当中学校区	運動教室	栄養教室	口腔教室	会場
桜井市地域包括支援センターのぞみ ☎ 42 - 5590 桜井中学校区	体力測定・ストレッチ・筋力アップ体操 等  「頭と体のエクササイズ」 *全12回コース* ▽日時 8月～隔週土曜日実施 午後1時30分～3時 ▽定員 20名	管理栄養士による講義・カロリー食実習 等  「もっと食べることを楽しみましょう」 *全4回コース* ▽日時 11月～2月 火曜日 午前10時～11時 ※1/24(土) 午前10時～正午：調理実習 ▽定員 10名	歯科衛生士による口内状態確認・講義 等  「お口の健康について学び、食事をおいしく・楽しく・安全に食べましょう」 *全5回コース* ▽日時 9月～11月 木曜日 午前10時～11時 ▽定員 10名	大和桜井園
必要者な人のみ、相談により送迎可能				
桜井市地域包括支援センターきずな ☎ 44 - 3655 桜井東中学校区	*全12回コース* ▽日時 7月～12月 (月2回) 土曜日 午前10時30分～正午 ▽定員 20名	*全3回コース* ▽日時 10月～12月 (月1回) 午前10時30分～正午 ▽定員 25名	*全3回コース* ▽日時 7月～9月 (月1回) 午前10時30分～正午 ▽定員 25名	秀華苑
「生き生きクラブ」 *全5回コース* ▽日時 10月～2月 午前10時30分～正午 (月1回) ▽定員 25名				
必要者な人のみ、相談により送迎可能				
桜井市地域包括支援センターきぼう ☎ 46 - 1023 桜井西中学校区	「いきいき健康教室」 *全12回コース* ▽日時 7月～12月 (月2回) 木曜日 午後1時30分～3時 ▽定員 20名	「おいしく健口教室」 ※栄養と口腔の合同プログラムになります *全6回コース* ▽日時 10月～12月 (月2回) 午後1時30分～2時30分 ▽定員 20名		シルバーケアまほろば
必要者な人のみ、相談により送迎可能				
桜井市地域包括支援センターひかり ☎ 45 - 3651 大三輪中学校区	※コース内容は運動・栄養・口腔教室の合同プログラムになります *全12回コース* ▽日時 7月～12月 (月2回) 午前10時～11時30分 ▽定員 20名			やまのベグリーンヒルズ
必要者な人のみ、相談により送迎可能				

※日時・内容については変更する場合があります。

▷問い合わせ先 お住まいの中学校区担当の各包括支援センター

【高齢福祉課】

◎開催日 9月6日(土)

◎場所 金屋河川敷公園  
特設会場

**「大和さくらい万葉まつり」開催決定!**

◎現代版海柘榴市出店者を募集します。

○1ブースの店舗形状は間口2.7m×奥行1.8m

○店舗内のテーブル・イス等は各自で用意してください。

☆出店料等応募に関する書類を送りますので事務局まで問い合わせてください。

**【6月27日(金)締切】**

◎「まつり」を一緒に作りませんか?

万葉まつりを一緒に作り上げていくメンバーを大募集します。まずは気軽に実行委員会の企画会議をチャット覗きにきて下さい。

また、当日のスタッフも募集しています。詳しくは事務局まで問い合わせください。

▽問い合わせ先 大和さくらい万葉まつり実行委員会  
(事務局窓口) 観光まちづくり課 ☎ 42 - 9111 内線 342  
ホームページ: <http://manyoutfes.jp/> **【観光まちづくり課】**

## 健康だより

※お問い合わせは健康推進課  
(保健会館 ☎45-3443)へ  
番号のおかけ間違いのないようにご注意ください。



## 7月の保健事業

## 乳幼児対象事業(妊婦・乳幼児と保護者対象)

乳幼児健康診査 (対象者には個人通知します)							
事業名	対象者	日時 (受付時間)	場所	内容	持ち物		
4か月児 健康診査	平成26年3月1日～ 3月15日生まれ	7月18日(金) 13:00～14:00	保 健 会 館	身体計測・問診・診察(内 科)・離乳食の話・育児 相談	母子健康手帳・乳幼 児健康管理票・問診 票・バスタオル		
	平成26年3月16日～ 3月31日生まれ	7月31日(木) 13:00～14:00					
10か月児 健康診査	平成25年9月1日～ 9月15日生まれ	7月17日(木) 13:00～14:00		身体計測・問診・診察(内 科)・育児相談・歯科相談・ 栄養相談	母子健康手帳・問診 票・バスタオル		
	平成25年9月16日 ～9月30日生まれ	7月30日(水) 13:00～14:00					
1歳6か月児 健康診査	平成24年12月1日～ 12月15日生まれ	7月2日(水) 13:00～14:00		保 健 会 館	身体計測・問診・診察(内 科・歯科)・育児相談・ 歯科相談・栄養相談・発 達相談	母子健康手帳・健康 診査票・歯科診査票	
	平成24年12月16日 ～12月31日生まれ	7月3日(木) 13:00～14:00					
2歳6か月児 歯科健康診査	平成23年12月生まれ	7月3日(木) 9:00～10:00	問診・診察(歯科)・歯 科相談・育児相談 ※保護者の歯科健診も実 施しています。		母子健康手帳・歯科 診査票(子ども用・ 保護者用)・質問票・ ハブラシ・タオル		
3歳6か月児 健康診査	平成22年12月1日～ 12月15日生まれ	7月24日(木) 13:00～14:00	尿検査・身体計測・問診・ 診察(内科・歯科)・育児 相談・歯科相談・栄養相 談・発達相談		母子健康手帳・健康 診査票・アンケート 票・当日朝一番の尿		
	平成22年12月16日 ～12月31日生まれ	7月25日(金) 13:00～14:00					

相談・教室						
事業名	対象者	日時	場所	内容	持ち物	申込
すくすく相談 (乳幼児 健康相談)	主に生後9か月未 満の乳児	7月15日(火) 9:30～10:00 ▲	保 健 会 館	身体計測・育児相談・栄 養相談	母子健康手帳・ バスタオル	不 要
	主に生後9か月～ 1歳7か月未満の乳 幼児	7月30日(水) 9:30～10:00 ▲				
もぐもぐ教室 (離乳食教室) ◆	生後5か月～8か 月未満の乳児の保 護者	7月10日(木) 13:30～15:00 ○	公 民 館 中 央	離乳食の話・実演・試食 ※対象児に限り託児あり (託児定員 12名)	母子健康手帳・ 筆記用具	要
マタニティ 教室 ◆	妊娠4か月～8か 月未満の妊婦及び その家族	7月7日(月) 9:30～12:00 ○	●	ママのからだの話(保健 師) 妊娠中の食生活の話 (栄養士)	母子健康手帳・ 筆記用具	要 (定員 20組)
		7月14日(月) 9:30～12:00 ○	保 健 会 館	生まれたばかりの赤ちゃ んの話、沐浴実習等(助 産師・保健師)		
		7月29日(火) 9:30～12:00 ○	保 健 会 館	赤ちゃん和妈妈の歯の話 (歯科衛生士) 子育てサー ビスの話(保健師)		

▲…受付時間 ○…実施時間 ●…まほろばセンターエルト桜井2階

◆…〈要申込〉の事業は電話で健康推進課(☎45-3443)まで。

熱中症に気をつけましょう！

熱中症は突然気温が上がった日や、梅雨明けの蒸し暑い日によく起こります。

熱中症を正しく理解し、予防に努めましょう。

◆熱中症が起りやすい環境

- 1 気温・湿度が高いとき
- 2 風がないとき
- 3 急に暑くなったとき
- 4 日差し・照り返しが強いとき
- 5 激しい運動等によって体内に著しい熱が生産されたとき
- 6 暑い環境に体が十分に対応できていないとき

◆予防方法

- 1 こまめに水分と塩分の補給をしましょう。
  - (特に体温調節が十分でない高齢者、乳幼児は気をつけましょう。)
  - 2 エアコン・扇風機を上手に利用しましょう。
  - 3 通気性の良い、吸湿・速乾の服装をしましょう。
  - 4 野外活動時はこまめに休憩をとり、無理をしないようにしましょう。
- ◆熱中症を疑ったときの対処方法
- 1 風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内で衣服をゆるめ、休ませましょう。
  - 2 体にぬれタオルをあてるなどして、体を冷やしましょう。
  - 3 水分・塩分の補給をしましょう。
  - 4 自力で水分がとれないときは、すぐに救急車を呼びましょう。

・・・6月は食育月間です・・・

毎年6月は食育月間です。「食育月間」は、国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月間として、「食育推進基本計画」により定められました。桜井市でもこの度「食育推進計画」を策定しました。概要は以下の通りです。

基本理念 「食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む」

～ 豊かな恵みに感謝し 食からはじまる まちづくり ～

重点課題		
1 生活習慣病予防のための食生活の推進	2 家族や仲間と楽しく食卓を囲む機会の推進	3 朝食を食べることの推進

**家庭における食育**

- 生活習慣病予防、改善
- 歯の健康増進
- 楽しく食事をする習慣づくり
- 「早寝早起き朝ごはん」運動
- 自らが取り組み子に伝える食育

**学校における食育**

- 学校、保育所、幼稚園における食に関する指導
- 給食指導
- 家庭への情報発信
- 体験活動の充実



**地域における食育**

- 生活習慣病予防のための食生活の普及
- 地域における学習会の提供と啓発活動
- 地域の食文化の継承
- 食生活改善推進員の育成と活動の充実

ライフステージにおける食育【妊娠期・乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期】

基本方針

- |                    |                 |                   |            |                    |             |
|--------------------|-----------------|-------------------|------------|--------------------|-------------|
| ①食の大切さを理解し、健全な食の実践 | ②楽しんで食べる「共食」の推進 | ③「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 | ④食文化の理解と継承 | ⑤食に対する関心と感謝の気持ちの醸成 | ⑥食の安全と情報の提供 |
|--------------------|-----------------|-------------------|------------|--------------------|-------------|
- 

◎検（健）診をうけましょう！◎

事業名	対象者	日時（受付時間）	場所	内容	料金	申込
胃がん・肺がんセット検診	35歳以上の市民	7月7日（月） 9：00～11：20	市役所	胃がん検診： バリウムを飲んで胃部のレントゲン撮影	900円	要 （定員15名）
		7月14日（月） 9：00～11：20		肺がん検診： 胸部のレントゲン撮影と痰の検査（必要な人のみ）	無料 （ただし、痰の検査が必要な場合は300円）	

※申込みは電話で医療センター（☎45 - 2505）、または健康推進課（☎45 - 3443）まで（定員になり次第締め切りになります）。妊娠中又は妊娠の可能性のある人、授乳中の方は検診を受けることができません。胃腸疾患の治療中の方はかかりつけの医療機関で受診してください。

① 歯周疾患検診

▽対象 桜井市内に居住する平成26年3月31日現在で左記の年齢に該当する人

- 40歳(昭和48年4月1日～昭和49年3月31日生まれ)の人
- 50歳(昭和38年4月1日～昭和39年3月31日生まれ)の人
- 60歳(昭和28年4月1日～昭和29年3月31日生まれ)の人
- 70歳(昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれ)の人

▽検診内容 問診・歯周組織検査(診察)

▽料金 無料

② 骨粗しょう症検診

▽対象 桜井市内に居住する平成26年3月31日現在で左記の年齢に該当する女性

- 40歳(昭和48年4月1日～昭和49年3月31日生まれ)の女性
- 45歳(昭和43年4月1日～昭和44年3月31日生まれ)の女性
- 50歳(昭和38年4月1日～昭和39年3月31日生まれ)の女性
- 55歳(昭和33年4月1日～昭和34年3月31日生まれ)の女性
- 60歳(昭和28年4月1日～昭和29年3月31日生まれ)の女性
- 65歳(昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれ)の女性
- 70歳(昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれ)の女性

▽検診内容 問診・骨塩定量測定

▽料金 1,300円(ただし、無料になる人がいます。詳しくは問い合わせてください。)

①②共通

▽実施期間 6月2日～平成27年2月28日まで

▽実施場所 市内実施医療機関

▽申込方法 電話で健康推進課へ申し込んでください。申込み後、①歯周疾患検診問診票、②骨粗しょう症検診問診票を送りますので、それぞれの問診票を持って受診してください。

※問診票がないと受診できません。

▽申込・問い合わせ先 健康推進課(☎45-3443)

健康相談

「健診結果が気になる」「生活習慣を見直したいが、具体的に何をしたらいいの？」等、生活習慣病に関する相談を受け付けています。また、生活改善をしないといけないのは分かっているけど実行ができない人に対して、実行に向けてのお手伝いをします。必ず電話で申し込んでください。

▽日時 7月23日(水) 午前9時30分～11時

▽場所 市役所3階 第1会議室

要予約

▽内容 保健師・管理栄養士の健康相談、\*血圧測定、\*身長・体重測定、\*体脂肪測定、\*尿検査

☆は必要な人のみ実施  
▽持ち物 健康手帳、検査結果等、健康状態がわかるものが必要と思われるものをご持参ください。

▽料金 無料

▽申込・問い合わせ先 健康推進課(☎45-3443)



子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診無料クーポンについてのお知らせ

国の制度により、平成26年4月20日現在市民である人のうち、下記の年齢に該当する人に子宮頸がん・乳がん・大腸がん(男性は大腸がんのみ)の検診料金が無料になる「無料クーポン券」を発行することになりました。該当者には、5月末に「無料クーポン券」と「検診手帳」を送付しています。早期発見・早期治療のため、この機会にぜひ受診しましょう。4月21日以降の転入者等でお手元に桜井市の無料クーポン券が届いていない人は健康推進課まで連絡してください。

検診期間は、平成27年2月28日までです。なお、乳がん検診を受診希望される人は、平成27年1月30日までに健康推進課まで電話申込みが必要です。

※本制度開始に伴い、特に乳がん検診は混雑が予想されますので、早めの受診をお願いします。

なお、上記対象者以外の人、子宮頸がん・乳がん検診は2年に1回、大腸がん検診は1年に1回の公費負担制度(一部自己負担あり)を利用して受診することができます。詳しくは問い合わせてください。

対象者の生年月日【4月20日現在、下記の年齢に該当する人に送付(男性は大腸がん検診のみ)】

子宮頸がん検診

20歳	平成5年4月2日～平成6年4月1日
-----	-------------------

乳がん検診

40歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
-----	---------------------

上記以外に、平成21～24年度に無料クーポン券の対象者であり、券を使用してがん検診を受けていない人も対象になります(ただし、子宮がんは昭和48年4月2日生以降、乳がんは昭和28年4月2日生以降の人が対象です)。該当者には上記対象者と同じく5月末にクーポン券を送付しています。

大腸がん検診

40歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
45歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
50歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
55歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
60歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日

▷ 問い合わせ先 健康推進課(☎45-3443)

## 図書館からのお知らせ

### ●図書館文化講座（全5回）

郷土関連および一般文学をテーマに、年間を通じて5回の講座を開催し、郷土・文学の分野で定評のある講師を通じて深く学んでいきます。

- ▷時間 午後2時～3時30分
- ▷場所 図書館研修室1
- ▷対象 一般
- ▷定員 70名
- ▷資料代 500円



開催日	テーマ	講師
6月28日(土)	古事記を読む —神武天皇記—	皇學館大学教授 大島 信生さん
9月28日(日)	雄略天皇とその時代	京都教育大学名誉教授 和田 萃さん
10月25日(土)	正岡子規「柿食へば…」 ～正岡子規と法隆寺の背景裏話～	奈良大学名誉教授 浅田 隆さん
11月22日(土)	伊勢街道 Part 3	奈良大学非常勤講師 安田 真紀子さん
11月30日(日)	古事記	皇學館大学教授 橋本 雅之さん

▷申込方法 往復ハガキまたはEメールに、講座名、郵便番号、住所、氏名、電話番号を書いて〒633 - 0051 大字河西 31 桜井市立図書館、Eメール：tosyokan.sakura@office.eonet.ne.jpへ申し込んでください。また、図書館カウンターでも受付しています。

▷受付期間 6月1日(日)から定員に達するまで。

### おはなし会の案内（当日参加）

『桜井おはなしの会』や『こども読未知』、職員によるおはなし会を開催しています。

月	日	対象	時間	内容	場所
6	7日(土)	こども(小学生から)	午後3時～3時30分	おはなしや絵本の読み聞かせなど	おはなしのへや
	14日(土)	こども(3歳～6歳)			
	21日(土)	全般	午後3時～3時15分	絵本の読み聞かせなど	
	28日(土)	こども(2歳まで)			

※大人も入場できます

●新しい本の情報については、図書館内の配布資料やホームページでも見ることができます。

☆お願い 次に読みたい人が待っている場合もありますので、本の返却期限は必ず守ってください。

期限を過ぎてもご返却がない場合、貸出停止になることがあります。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◎今月の休館日は、**毎週火曜日と第2金曜日(13日)**です。

【図書館 ☎ 44 - 2600 ホームページアドレス <http://www.library.sakurai.nara.jp>】

気軽に遊びに来てね!



右記以外の日は、通常どおり桜井西ふれあいセンター分館で行っています。  
(月曜日～金曜日)  
午前9時～午後3時  
【児童福祉課】

日	対象	場所
6月12日(木)	0歳から就学前のお子さんと保護者	赤尾コミュニティ集会所
8月19日(火)	生後4か月～10か月の乳児と保護者限定! ※今回のみ申込制・先着順の定員制とさせていただきます。 7月号の広報わかざくらと市ホームページで内容や申込方法等の詳細を掲載予定です。	中央公民館3階 大会議室 赤ちゃんが楽しめる企画を考案中
10月10日(金)	0歳から就学前のお子さんと保護者	いわれ会館
12月未定	0歳から就学前のお子さんと保護者	未定

※時間は各回 午前10時～正午

今年も市内のいろんな場所へ出張します  
**出張つどいの広場**



平成26年6月1日発行  
- No.170 -

# さくらい 市議会だより



## 市民とともに、より開かれた議会をめざして

平成26年  
3月定例会

議会基本条例を制定！  
平成26年度一般会計予算208億8,700万円に！

### 議会審議のあらまし

3月定例会における本会議での審議の概要は、次の通りです。

まず、3月3日に開会し、市長より施政方針並びに提出議案の理由説明がありました。

次に、10日の本会議において別記のとおり熱のこもった一般質問が行われました。

続いて12日に議案審議があり、報告案件1件は全員異議なく承認され、議案第10号から第19号については、委員会付託を省略して審議の結果、全員一致で可決され、議案第20号については、賛成多数で原案どおり可決されました。議案第1号から第9号については、予算特別委員会が設置され、これに付託されました。また、議員発議による意見書2件について、原案どおり可決しました。

次に、22日に本会議が再開され予算特別委員会から審査報告があり、採決の結果、賛

成多数で審査報告どおり可決されました。

また、委員会発議による「桜井市議会基本条例の制定」についても原案どおり可決されました。続いて、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙が行われました。以上、付議されました案件の審議はすべて終了し、同日をもって閉会致しました。

### 要望・陳情

▽治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める陳情書

▽「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する陳情書

▽これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書

▽重要五品目の聖域すら守れないTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書に関する要望者

▽「奈良県にリニアを！」の会」提言書に関する議会議決の要望書

### トピックス

#### ○議会基本条例制定の目的

市政の意思を決定する機関として市民に開かれた議会を目指し、議会及び議員の活動原則、市民及び市長との関係、その他議会に関する基本的事項を明らかにすることにより、市民全体の福祉の向上及び市政の発展とともに、歴史と文化と自然が生きづく活力と潤いのあるまちづくりの実現に寄与することを目的とするものである。

（提案理由説明より抜粋）



※条例の詳しい内容や、条例（素案）に寄せられたご意見等は、議会ホームページに掲載しています。

議決結果

議案番号	件名	概要	議決結果
報第1号	専決処分の報告、承認を定めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	道路管理瑕疵による事故について、損害賠償額を定める	承認 （賛成全員）
議案第1号 （予算特別委員会）	平成26年度桜井市一般会計予算	予算総額 208億8,700万円 （前年度比5.0%減）	可決 （賛成多数）
議案第2号 （予算特別委員会）	平成26年度桜井市下水道事業特別会計予算	予算総額 16億9,614万6千円	可決 （賛成全員）
議案第3号 （予算特別委員会）	平成26年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計予算	予算総額 4,135万9千円	可決 （賛成全員）
議案第4号 （予算特別委員会）	平成26年度桜井市国民健康保険特別会計予算	予算総額 72億4,544万9千円	可決 （賛成全員）
議案第5号 （予算特別委員会）	平成26年度桜井市駐車場事業特別会計予算	予算総額 7,008万2千円	可決 （賛成全員）
議案第6号 （予算特別委員会）	平成26年度桜井市簡易水道事業特別会計予算	予算総額 3,413万5千円	可決 （賛成全員）
議案第7号 （予算特別委員会）	平成26年度桜井市介護保険特別会計予算	予算総額 46億4,200万3千円	可決 （賛成全員）
議案第8号 （予算特別委員会）	平成26年度桜井市後期高齢者医療特別会計予算	予算総額 6億5,381万1千円	可決 （賛成全員）
議案第9号 （予算特別委員会）	平成26年度桜井市水道事業会計予算	収益的収入 13億5,200万1千円	可決 （賛成全員）
議案第10号	平成25年度桜井市一般会計補正予算（第3号）	補正額 3億1,117万7千円 道路橋梁費補助金を活用して実施する測量設計委託料及び維持修繕工事にかかる所要額	可決 （賛成全員）
議案第11号	平成25年度桜井市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	補正額 711万4千円 流域下水道費で国の補正予算による奈良県への流域下水道事業市町村負担金	可決 （賛成全員）
議案第12号	平成25年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	補正額 5,932万3千円 療養給付費等負担金の確定に伴う国庫返還金等	可決 （賛成全員）
議案第13号	平成25年度桜井市介護保険特別会計補正予算（第3号）	補正額 48万6千円 介護保険システムの改造委託料にかかる所要額等	可決 （賛成全員）
議案第14号	平成25年度桜井市水道事業会計補正予算（第1号）	補正額 1,600万円 恩ヶ芝配水池等耐震補強工事にかかる建設改良費の追加所要額	可決 （賛成全員）
議案第15号	桜井市附属機関設置条例の一部改正について	附属機関として、新たに「桜井市PFI審査会」及び「桜井市歴史文化基本構想策定委員会」を設置する	可決 （賛成全員）
議案第16号	桜井市自転車等駐車場条例の一部改正について	市営の自転車駐車場内において、適正な運営の妨げとなっている放置自転車・原動機付自転車について、一定の期間を経たうえでこれらを処分することができるよう、規定を設ける	可決 （賛成全員）
議案第17号	桜井市社会教育委員に関する条例の一部改正について	社会教育法に基づく桜井市社会教育委員の委嘱について、その基準等を定める	可決 （賛成全員）
議案第18号	桜井市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	桜井市水道事業の給水区拡大のための改正	可決 （賛成全員）

議案番号	件名	概要	議決結果
議案第19号	市道路線の変更について	道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更することについて、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの	可決 (賛成全員)
議案第20号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	国家公務員の給与制度に準拠すべく、条例の一部改正①55歳を超える職員の昇給停止②持家にかかる住居手当の段階的廃止	可決 (賛成多数)
委員会提出 議案第1号	桜井市議会基本条例の制定について	市議会や市議会議員の活動原則を定めるとともに、市議会の役割、機能、市議会と市民との関係等を明らかにすることにより、市議会を更に活性化し、市民福祉の向上及び本市の発展等に寄与すべく制定	可決 (賛成全員)
選第1号	奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について	市議会議員の区分で1名の欠員が生じたため(天理市議15票・橿原市議1票)	投票
発議案第1号	食の安全・安心の確立を求める意見書の提出について	提出先：内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 内閣府特命担当大臣	可決 (賛成全員)
発議案第2号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について	提出先：内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長	可決 (賛成全員)

平成26年度予算を  
審査  
**予算特別委員会**  
委員会審査の一部を紹介

予算特別委員会

(8名で構成)

- 委員長 土家靖起
- 副委員長 吉田忠雄
- 委員 大西亘
- 委員 工藤将之
- 委員 西忠吉
- 委員 東山利克
- 委員 工藤行義
- 委員 高谷二三男

**問** 高齢者総合福祉センターの浴場が再開されるが、閉鎖前のにぎわいを取り戻せるようサービスの充実を期待するがどうか。

**答** 老人クラブや市民の強い要望により踏み切った。せっかく再開したので、皆で力を合わせ、できるだけたくさんの方に利用していただきたい。

**問** 東日本大震災から3年

が経過したが、原発から170キロ離れていても、放射能の影響が残る地域がある。市長の原発に対する考えはどうか。

**答** 新しいエネルギー資源の確保が十分にできるまでの間は、ある程度原子力を利用することは必要と考えるが、その運用に関しては安全第一でなければならぬ。新しいエネルギー資源の確保ができて、原子力に依存しなくてもよい社会を望む。

**問** 新設の「まちづくり部」の特徴的な事業と「まちづくり戦略係」の戦略とは何か。

**答** まちづくり事業は、横断的に行いたい。戦略係では、歴史文化基本構想をもとに、旅行商品化や全国に向けてのPR、産業振興などを総合的に考えたい。

**問** 今予算から防災減災に使う税を一律500円市民税に上乗せしたが、歳入はいくらあり、どのように使うのか。

**答** 本市対象者は、2万4千人であることから、年間1,200万円、10年間で

1億2千万円と試算する。26年度は防災減災にかかる予算として約540万円計上しており、起債の償還にも使えることから、充てている。

**問** 第2次行財政改革アクションプランの未達項目に、運営補助を事業補助に変更できていないことが挙げられる。予算編成には、反映できたか。

**答** 十分にできない部分もあったが、その考えは行財政改革大綱を策定する中で、受け継ぎ、予算に反映している。

**問** 陽だまり政策として、長期的な構想も必要だが、中学卒業までの医療費無料化など、もっと市民に見えやすい施策を早急に進めてはどうか。

**答** 団塊の世代が75歳以上になる2025年を目指し、地域包括ケアシステムの構築に、いち早く取り組み、各関係方面と連携を図り、実現させたい。医療費の無料化については、財政能力と照らし合わせ考えていきたい。

市政について  
こ こ が  
聞 き た い

=一般質問=

公明党代表質問

大西 亘議員



少子高齢化への取り組みについて

**問** 子ども子育て支援新制度による「総合的な子育て支援体制」と団塊の世代が大量に後期高齢者になる2025年をめどにした「地域包括ケアシステム」の構築は、実施主体である市の取り組み如何で、他の市町村と格差が広がるため、市長の手腕の見せ所である。平成26年度予算にはどのように反映し、課題や

問題点を含め、今後どう取り組む考えか。

**答 (市長)**

昨年12月に第1回桜井市子ども・子育て会議を立ち上げ、市民ニーズ調査を行い、その結果等をもとに本市の実情に応じた子育て支援の仕組みづくりや支援策を講じるべく検討しており、平成26年9月頃までに事業化の検討を終えた。平成26年度予算には計画策定や電算システム等の準備費を計上している。地域包括ケアシステムの構築については、国の動向を踏まえ、平成26年度において高齢世帯の実態調査や市民ニーズ調査等を実施し、市民や関係者の意見、今後の動向を的確に踏まえ、第6期介護保険事業計画を策定したいと考え、それに伴う報酬委託料を計上している。課題は、幼稚園や保育所を認定こども園へ機能変更することによる財政基盤や実施体制の問題、高齢者人口が増加する中、地域で助け合い、支え合う体制の整備、地域で介護予防の支援を行うための取り組み等が、十分でないことがあげ

られる。

消防団の待遇改善について

**問** 昨年12月に施行された「地域防災力充実強化法」

では、消防団を地域の防災力の中核として欠くことのない代替性のない存在と定義し、抜本的な強化と処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算を確保したと聞く。本市における消防団の必要性と現状の課題とは何か。また本年4月1日より消防団員退職報償金が全階級で一律5万円上乘せられるが、条例改正等はどうのように考えるのか。本市の年額報酬や出勤手当は、国の基準や県下の他市と比べ、かなり低い。ボランティア精神で取り組まれ、増額を望んでおられないが、是正する考えはないか。

**答 (市長)**

消防防災体制の充

実強化は最重要課題の一つであり、地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は、地域防災力の向上に必要不可欠と考える。課題は高齢化に加え、サラリーマンが多くなり、火災等の緊急時に出勤しにくい状況があげられ、今後は広報紙による募集も検討したい。報酬や手当については、団員数によって変わる場合もあると考えるが、今日的な状況も踏まえ、団本部と協議を重ね、前向きに検討もしていきたい。未整備の装



消防団による文化財防火訓練 (長谷寺)

備品については、早期支給を行えるよう、団本部と協議し、積極的に揃えていきたい。

**答 (消防長)**

条例改正は、6月議会に提出し、4月1日に遡って適用するのが適切と考える。

うつ病・自殺対策について

**問** うつ病や自殺は、本人だけでなく、家族や関係者にとっても大きな苦しみである。市職員や学校教職員も含め、本市における現状や対応策はどうか。また若年層での問題が深刻化しているとの分析もあるが、学校現場ではどのように取り組んでいるのか。本年度の自殺対策強化月間の実施項目でもある、自殺の危険を示すサインに気づいて適切な対応を図る「ゲートキーパー」の養成や気軽に心の健康状態をチェックできる「こころの体温計」を導入する考えはないか。

**答 (市長)**

精神保健福祉センターの情報によると、本市のうつ病の患者数は平成24年10月現在、460人。平成24年度中の自殺者は15名である。ゲートキーパーの

養成も含め、万全の対策が講じられるよう、地域自殺対策緊急強化基金を活用し、地域の福祉団体に向けた研修会や周知啓発事業等を積極的に実施したい。その一つとして「こころの体温計」の導入も検討したい。

**答（教育長）** 文部科学省の「心のノート」などを活用し、命の大切さ、心の教育に取り組んでいる。

一般質問

土家 靖起議員



**問 陽だまり政策の推進について**

市長の目玉公約である「陽だまり政策」は、少子高齢化の進展、地域コミュニティの喪失、市民との協働など、行政が直面する課題に対する総合的な取り組みとして大変有意義なものとして認識している。しかし、市長就任2年3か月が過ぎ

民は実感できていないのではないかと。前期実施計画の成果ならびに4月以降の展望はどうか。また地域福祉の充実のため、地域福祉相談員事業を立ち上げるとい

せず、再任用職員の配置において十分配慮したい」との答弁であった。今後この制度を利用する職員は増えると考えますが、現在の助言や指導の立場という位置づけでは、職員の士気に影響が出るばかりか、本当の意味で長年培った能力や経験を発揮できていない。

**答（市長）** 前期実施計画の成果として、中期あるいは後期に向けた体制づくり等を行う期間と位置づけ、重点施策についての各協議会や

学校給食センターの問題や幼保一元化等の問題を解決すべく、専門的な部署へ配置してはどうか。また課長職で定年を迎え、退職した職員で再任用職員としてで

はなく、臨時職員の立場で管理職手当が支払われているケースがあると聞かれています。職員間の不公平感も出るであろうし、今後の市政運営にも大きな弊害となる。正していく方向で、再度検討してはどうか。

年培った能力や経験が発揮できるよう、試行錯誤を繰り返しながら制度の運用をしている。平成26年度の組織改正を契機に、一層再任用職員の能力を発揮できる配置に努めたい。

**問 再任用職員のあり方について**

平成22年6月の定例議会で、再任用制度は技術職や看護師等の一部専門職に限定して運用することが望ましいとの指摘に、「制度の趣旨から特に専門職と限定

**答（市長公室長）** 問題、課題

があるという認識はしている。ただ、過去の労使間の交渉で合意された内容もあるので再度組合と、どのように改善していくかも含め協議したい。

**問 卑弥呼の庄問題について**

倉橋にある市所有地の土地購入代金を支払わず、前市長時代から訴訟をしていた農業公園「卑弥呼の庄」の判決が、一昨年12月10日に奈良地裁で出された。全面勝訴になったとはいえず、何ら解決されていない。判決以降、明け渡しの請求を含め、この問題にどのような取り組みに取組んできたのか。弁護士

**答（市長）** 市の顧問弁護士と相談しているが、「判決が出て以上の、被告側に対し積極的な接触を避け、何らかの提案があれば提案内容を検討すれば足りる」と指導をうけている。また別に、土地の有効利用を図ることも検討しているが、現時点では根本的な解決策が見つかっておらず、土地開発公社解散に伴い、市の事業用地として管理等を行っている。



判決後、放置されたままの卑弥呼の庄

一般質問

岡田 光司議員



第5次桜井市総合計画について

**問** 第5次総合計画では、本市の将来都市像である「観光・産業創造都市」の実現に向け、平成23年度から平成32年度までを前期・中期・後期に分け、今年度が前期最終年度にあたる。重点施策とした「歴史文化を活かす観光産業による地域づくり戦略」と「陽だまり政策」の進捗状況と成果はどうか。中期実施計画書を見ても、肝心の「陽だまり政策」の展開が見えてこないが、まとめるにあたり、市長のいう「横の連携」は図られていたのか。もっと市民に生活像をイメージできるような具体例等を示すべきである。前期の段階で計画に遅れが生じているように

も感じる。事業の目的達成のためには、もっと議論し、横の連携を取り、きめ細やかな計画のもと進める必要があるのではないかと。

**答（市長）** 前期では、組織や体制づくりといった観点から、一定の成果をあげられたと考える。「観光・産業振興」については、歴史文化基本構想の策定に向けた

悉皆調査の実施、地元NPO団体との協働の取り組みによる空き町家の再活用等を行い、「陽だまり政策」においては救急医療における済生会中和病院との話し合いの場の設定や地域医療連携会議、食育推進計画などの策定を行った。中期、後期では設置した協議会で活発に議論をすすめ、市民の目に見え、実感できるものにしていきたい。

**答（市長公室長）** 庁内に関係する課長で組織する重点施策プロジェクトチームを立ち上げ、横の連携を図っている。

市民サービスについて

**問** 本市においても、第2次高度経済成長期から昭和50年にかけて建築された公共

施設の老朽化や少子高齢化等による人口減少により、公共施設のあり方が問題となっている。平成24年度から取り組むファシリテイマネジメントの進捗状況と市有施設全体の管理計画は、どのように考えているのか。平成26年度予算に桜井総合庁舎と桜井土木事務所の施設活用に向けた予算が組まれているが、市有施設の縮小に向けた動きと矛盾してはいないか。学校施設等の統廃合を含む諸課題についても、市民に示す必要



施設活用に向け、県と協議が進む桜井総合庁舎

があるかと考えるかどうか。平成24年9月定例議会でも、市民目線に立った市民サービスとしての「ワンストップ化」についての質問に「きめ細やかな質の高い市民サービスを提供するために、きわめて重要であると認識しているが、関連する実務を熟知した窓口担当者が必要なため、人材育成を図りたい」とのことであった。人材育成はどれ程進み、いつ頃導入する考えか。

**答（市長）** 平成23年度に本市の今後40年間の資産更新必要額を推計したところ膨大な金額となり、平成24年度には、施設概要の情報集約を実施した。それらをもとに今年度は、今後30年間の維持費を考慮した施設総合評価事業を取りまとめ、副市長を委員長とする市有財産ファシリテイマネジメント推進委員会を開催し、「桜井市ファシリテイマネジ

ム」の進捗状況と成果はどうか。中期実施計画書を見ても、肝心の「陽だまり政策」の展開が見えてこないが、まとめるにあたり、市長のいう「横の連携」は図られていたのか。もっと市民に生活像をイメージできるような具体例等を示すべきである。前期の段階で計画に遅れが生じているようにも感じる。事業の目的達成のためには、もっと議論し、横の連携を取り、きめ細やかな計画のもと進める必要があるのではないかと。

**答（総務部長）** 学校施設等については具体的な議論に至っていないが、推進委員会で基本的な考えを整理していく考えである。



一般質問

工藤 将之議員



空き家対策について

**問** 平成20年度に行われた総務省統計局の調査によると、国内には8戸に1戸以上の空き家が存在するといふ。本市においても、平成20年当時で3,220戸の空き家があるとされ、その半数が管理されていない空き家で、腐朽・破損がある住宅は560戸とされる。倒壊や防犯上の危険がある住宅が今後、さらに増えることになれば、まちとしての機能や価値を下げると考えるが、空き家の把握はされているか。また、使える空き家についての活用や取り組みはどうか。現在、本市において空き家対策の担当の課や係はないが、奈良県のNPO団体である「空き家コンシェル

ジュ」との連携や全国に普及しつつある「空き家バンク」のような仕組みの構築を視野に入れ、ぜひとも4月の機構改革では、まちづくり部の中に窓口を位置づけていただきたい。

**答 (市長)** 具体的な把握はできていないが、倒壊の危険がある空き家が増加していることは危惧している。三輪、桜井本町通り、初瀬地区の使える空き家については、まちづくりとしてNPO団体を中心となり取り組んでいる。市としては、個人の財産であることから慎重に対応するとともに、自治会やNPO団体との連携を深め、取り組みや支援方法を考えたい。

**答 (市長公室長)** 今後、空き家対策等を含めた担当部署を位置づける検討を進めたい。

**答 (産業建設部長)** 現在1件、付近住民からの苦情等があり、建築基準法第10条に基づき県関係課と協力し、所有者に改善の勧告をしている。

住宅エネルギー政策について

**問** 日本のエネルギーに対する考え方は、3年前の東日本大震災を機に大きく転換し、自然エネルギーの活用が大きく取りざたされるようになった。一般家庭においても太陽光発電モジュールを搭載する家庭を多く見かけるようになり、節電への意識も大きく変わったと感じる。しかし、海外の基準に比べ、日本の建築基準法では断熱性能が一切義務化されていないため、住宅自体の断熱性能が

低く、温めたり冷やした空気がすぐに失われ、新たにエネルギーを必要とする悪循環が多くのお家で起こっている。断熱性能が高いと地球環境にもやさしく、エネルギーコストを抑えながら、家全体の温度を一定に保ちやすい。本市において、暖かい部屋から温度差のある部屋への移動が起因といわれる「ヒートショック」という現象によると推測される救急搬送は、どれほどあるのか。市として、断熱というものに特化した住宅等に補助金や優遇措置を講じて



高齢者総合福祉センターの屋根一面に搭載されている太陽光発電システム

でも、30年、40年後に優良な中古住宅があるまちとして取りざたされるよう、長い視点での住宅政策を考えていただきたい。

**答 (市長)** 現在、市民が住宅に太陽光発電システムを設置する場合や地元産材を使用して住宅を新築する場合

に補助を行っているが、断熱の重要性もよく認識できた。ヒートショックとの因果関係も医学的に証明されるようになれば、対応もしていかなければならないと考える。まちづくりについては長期的な視点を持つことが必要であり、昨年7月に視察した岡山県真庭市などの先進地の取り組みも参考にしながら、※低炭素社会の実現に向けて検討を進めたい。

**答 (消防長)** ヒートショックと思われる救急搬送患者は、昨年の12月1日から今年の2月末現在の3か月で13名である。

一般質問

高谷三三男議員



近鉄特急の桜井駅停車について

**問** 昨年3月の定例議会と同様の質問をした際、「近鉄



特急電車の停車が待ち望まれる近鉄桜井駅

特急の桜井駅停車は観光客の誘致、通勤、通学の利便性の向上に資することになる」とのことであった。ちょうど1年が経過するが、進捗状況はどうか。実現に向けて大変なことは認識しているが、市長自らが先頭に立ち、行政が一体となればおのずと光は見えてくると考えるがどうか。

**答（市長）** 定例議会の後の7月に近畿日本鉄道株式会社会長とも面談し、本市の現状やこれからのまちづくりについて、大いに語り合っ

た。快適な移動環境が整ったまちづくりを進め、観光に携わる各種団体、鉄道事業者とも連携した観光企画を実施し、観光誘客による地域のにぎわいを高める努力を自分自身も先頭に立ち進めながら近鉄特急の停車については、要望していきたい。

**問 陽だまり政策について**

市長就任に伴う重要な公約である「陽だまり政策」は、そのネーミングからも「ぬくもり」を感じ、期待されている市民は多い。この政策に向けた市長の強い抱負はどうか。

**答（市長）** 地域包括ケアをすすめるにあたり、地域包括支援センターや特別養護老人ホームなど、各施設の連携を構築し、市内の各病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携をとり、市民の期待に応えられるような

**問 道徳教育について**

救急医療の充実を図りたいと考えている。

**問** 戦後間もない昭和22年に制定された教育基本法が、約60年経過した平成18年に改正され、初めて「道徳」という言葉が提示された。道徳教育をすすめるにあたり、学校現場や家庭ならびに地域の連携についての今後の課題とは何か。昨今、いじめの定義が広がったことや社会的関心が高まったとはいえ、平成13年度の警察庁のまとめでは前年と比較し、「いじめ」が57%、「児童虐待」は30%増の2万人超といわれている。原因を詳細に知り得ることができないが、教育基本法や学習指導要領が早期に改正されていたならば、今日のような状況に至らなかつたと想定するがどうか。また土曜日を休校にしていない学校があると聞かすが、本市も道徳教育や英語教育に活用する考えはないか。

**答（教育長）** 道徳教育の充実には、教員自身の道徳教育に対する力量を高め、形成する努力が必要であり、家

庭や地域においては連携充実に向けた取り組みが大きな課題である。また道徳教育の充実、いじめの防止において非常に重要と捉えており、更なる充実に向けて取り組みを進めたい。土曜日の活用については、国においても議論されているところであるが、学校、地域の実情、子供たちの負担の割合、また地域におけるさまざまな活動の実施状況、教職員の勤務体制等の課題があり、今後の検討課題としたい。

**問 教育方針について**

毎年教育方針は、どのように定め、教育委員会や学校現場では、どのように評価しているのか。

**答（教育長）** 毎年、桜井市教育方針を策定し、確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、たくましい心身の育成を柱に、生きる力を育む学校教育を推進している。各学校においては、市の教育方針や学習指導要領の内容を踏まえながら、独自色豊かな教育が推進されるよう今後も取り組みを進めたい。

**問** 急激な人口の減少や高齢化に伴い、医療費はますます増加し、近年の経済不況に伴う失業者の急増により、市町村国保の財政は危機的な状況にある。このような中、生涯にわたる健康と生活の質の維持向上ならびに医療費の伸びの抑制を図るため、糖尿病等の生活習慣病の予防に重点を置いた取り組みは大変意義があると考える。本市においても検診率を上げるため様々な取り組みを行い、年々受診率は増加傾向にあるとはいえ、国の目標値にはほど遠い状況である。第1期特定健康診査等実施計画の最終年度であった平成24年度の特定健康診査対象者数・受診者数・受診率ならびに

一般質問

吉田 忠雄 議員



**問 特定健康診査について**

急激な人口の減少や高齢化に伴い、医療費はますます増加し、近年の経済不況に伴う失業者の急増により、市町村国保の財政は危機的な状況にある。このような中、生涯にわたる健康と生活の質の維持向上ならびに医療費の伸びの抑制を図るため、糖尿病等の生活習慣病の予防に重点を置いた取り組みは大変意義があると考える。本市においても検診率を上げるため様々な取り組みを行い、年々受診率は増加傾向にあるとはいえ、国の目標値にはほど遠い状況である。第1期特定健康診査等実施計画の最終年度であった平成24年度の特定健康診査対象者数・受診者数・受診率ならびに

特定保健指導対象者数・受診者数・受診率と結果に対する総括はできたのか。検診率向上のため、検診補助金のキャッシュバック事業など、他市の取り組みを参考にしているのか。第1期の総括の上に立った第2期の施策を聞きたい。

**答(市長)** 特定健康診査対象者数1万1,147人、受診者数2,581人、受診率23.2%、特定保健指導対象者数327人、指導受診者数49人、指導受診率15%で、毎年増加している。しかし、国の求めた第1期の最終目標値である特定健診65%、保健指導45%には及ばない。奈良県全体の傾向として検診項目の充実が図れたものの、特定保健指導の実施体制が弱いとの指摘もある。生活習慣病の改善、予防への理解が深く浸透していない現状もあり、健診未受診者の実態把握や医療機関との連携等が今後の課題と考え、これらを踏まえ第2期計画の策定を行った。今後も市民の健康保持と医療費の適正化に資するため、目標達成に向

け、あらゆる方策を講じていきたい。

**桜井市清掃公社法人課税に係る裁判について**

**問** 昭和46年に設立された桜井市清掃公社が、設備投資による赤字から黒字に転じた平成14年度より平成18年度までの5年間に業務委託で生じた合計約1億2千万円の剰余金を退職給与引当金に積立し、大阪国税局から「所得の申告漏れ」と追徴課税された。会計処理を依頼していた会計事務所に対し、指導責任を怠ったと

して損害賠償を求めた裁判の結果と今後の方針はどうか。公社の単純な会計ミスで、5,700万円を超えている市税が追徴され、「二度と起こらないよう人材育成や適正な事務処理を行っていく」という答弁では、市民への説明責任が果たされたとは言えない。このようなことがなぜ起こり、なぜ適切な会計処理がされなかったのか。裁判の経過や再発防止についても、しっかりと説明が必要と考えるがどうか。



説明責任が問われる桜井市清掃公社

**答(市長)** 市民

の皆さんに大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。平成22年7月に相手方の税理士に対する損害賠償を求め訴訟を奈良地方裁判所に提出し、平成24年9月に税理士にも説明義務を怠ったと

いう行為があったとして、無申告課税延滞税891万9,700円の半額にあたる445万9,850円の支払い命令があった。訴訟の趣旨である本税に踏み込んだ結果でないため、大阪高等裁判所へ控訴、さらに平成25年2月に最高裁判所に上告したが、12月に上告を棄却する判決があった。平成26年2月に清掃公社の意思決定機関である臨時評議員会理事会で裁判の報告を行い、最高裁の判決を踏まえ、「二度と起こらぬよう公社職員の人材育成や適正な事務処理に努めるとともに、市ホームページを活用し報告したい」とのことであった。市長としても理事会の決定を尊重し、できるだけ早い時期に報告したいと考えている。また、平成22年度より税理士と正式な顧問契約を締結し、剰余金については、※実費弁償方式により精算している。

用語解説

※低炭素社会とは

深刻化しつつある地球温暖化の緩和を目的とし、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出の少ない社会。

※実費弁償方式とは

公益法人等が、委託契約に基づく収益事業の場合、委託料が実経費相当であり、終了後などに清算する場合、税務署が実費弁償方式であると認めれば収益事業であるが非課税となる。



**傍聴に  
おいでください!**

市議会の本会議は公開されていて、傍聴することができます。手続きは、本会議当日、受付で住所・氏名等を記入してから議場にお入り下さい。  
※詳しくは議会事務局  
(☎ 42-9111 内線 441) まで



## 平成26年 新役員選出

平成26年第1回臨時議会が5月7日に開かれ、平成26年新役員を選出が行われました。また、農業委員に藤井孝博議員、工藤行義議員が推薦されました。

議長 高谷二三男



副議長 我妻力



監査委員 井戸良美



### 役員紹介

#### 常任委員会

#### 総務委員会

委員長 工藤 行義  
副委員長 東 俊克  
委員 井戸 良美  
" 我妻 将之  
" 藤井 孝博

" " " " "  
吉田 忠雄  
岡田 光司  
万波 迪義  
札辻 輝已  
高谷二三男

#### 文教厚生委員会

委員長 工藤 将之  
副委員長 吉田 忠雄  
委員 井戸 良美  
" 大西 亘

" " " " "  
阪口 豊  
我妻 力  
西 忠吉  
土家 靖起  
東山 利克  
工藤 行義

#### 議会運営委員会

委員長 札辻 輝已  
副委員長 岡田 光司  
委員 大西 亘

産業建設委員会  
委員長 土家 靖起  
副委員長 阪口 豊  
委員 大西 亘  
" 西 忠吉  
" 藤井 孝博  
" 岡田 光司  
" 東山 利克

議会広報委員会  
委員長 大西 亘  
副委員長 阪口 豊

委員 工藤 将之  
" 我妻 力  
" 吉田 忠雄  
" 東 俊克

#### 議会ミニ知識

##### 【委員会】

市議会を取り扱う問題は、数が多く、内容も幅広い分野にわたるため、常任委員会、議会運営委員会、また必要に応じて設置される予算、決算などの特別委員会を設け、本会議から付託された議案や請願などについて詳しく審議しています。

#### 正副議長あいさつ

この度、私たちは、さる5月7日に開催されました平成26年第1回臨時会において議員皆様の推挙によりまして議長並びに副議長に就任致しました。誠に身に余る光栄であると共に職責の重大さを痛感しております。

さて、我が国の経済は、第2次安倍内閣の大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」による一体的な取り組みの政策効果などを背景にこのところ持ち直しの動きが見られるものの、いまだ身近な経済の回復は実感されず、地方自治体の財政状況は、少子高齢化等の進行、東日本大震災への対応により、今なお厳しい状況です。

その一方で、地方分権の進展により、地方自治体が果たすべき役割はますます重要となっております。市議会といたしましては、多様化する市民ニーズに的確にこたえながら、今後

の更なる市政発展に向け、全議員が一丸となり、一層の努力をしております。また、このたび制定した「桜井市議会基本条例」をもとに、二元代表制の一翼を担う議会として、さらなる機能の充実や強化を図り、市民の目線に立った、わかりやすい議会運営に全力を尽くしてまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# お知らせ

制度・行政情報・相談・募集・  
催し・講座・教室・スポーツなど

## 制度・行政情報



### 桜井市高齢者総合福祉センター 浴場再開

4月2日から桜井市高齢者総合福祉センター(竜吟荘)の浴場が再開されました。

▽利用料金 1回200円

▽開館時間

午前9時～午後5時

▽浴場利用時間

午前10時～午後3時30分

▽休館日 月曜日、火曜日、

祝祭日の翌日、年末年始

(12月29日～1月3日)

《バスを利用される人へ》

竜吟荘を利用される人で竜吟荘利用者証をお持ちの人はバス料金(多武峰線)が「片道100円」に割引されます。利用者証をお持ちでない人は、写真1枚(たて4cm×よこ3cm)を持参のうえ、高齢福祉課までお越しください。

▽問い合わせ先 桜井市高齢者総合福祉センター(竜吟

荘) (☎43・1658)・高

齢福祉課 (☎42・9111  
内線282)

### 訪問美容サービス事業

・訪問美容サービス事業

桜井市では市内に居住する高齢者世帯等の保健衛生の増進をはかる目的で「奈良県理容環境衛生組合桜井支部」および、「奈良県美容業環境衛生組合桜井支部」に協力をいただき、訪問理美容サービスを実施しています。

▽対象者 市内に居住する65

歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で、老衰や心身の障害等により、理髪店・美容院に出向くことが困難な人。

▽サービス内容

・理美容店が居宅に訪問して理美容サービスを行います。  
・頭髪の刈り込み、髭剃り(訪問美容サービスは頭髪の刈り込みのみ)

▽利用料金

1回につき2,500円

▽利用回数 年4回まで(10

月以降に申請の場合、年2回まで)

▽問い合わせ先 高齢福祉

課 (☎42・9111内線  
282) 【高齢福祉課】

### 6月5日は環境の日

6月は環境月間です!

6月5日は環境の日です。これは、昭和47年に開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもので、国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めています。

日本では「環境基本法」で6月5日を「環境の日」と定め、6月の1か月間を「環境月間」とし、環境保全を図るための様々な取り組みを行う契機と位置付けています。

◎節電や節水・エコドライブなど省エネルギーに努め、一人ひとりが地球温暖化防止対策を心がけましょう!  
◎日常からごみの減量、分別リサイクルを心がけ、ものを大切にしよう!

◎ごみのポイ捨てや不法投棄、不法焼却のない美しいまちづくりを目指しましょう!  
【環境部】

## けいさつコーナー

### 不法滞在・不法就労防止にご協力をお願い

#### 【不法滞在・不法就労の現状】

◆不法滞在者とは、「偽造パスポートや密航船などで不法に入国する者」、「在留期間を超えて日本に滞在する者」を指し、その多くが働いている状況にあります。

◆不法滞在者や、働くことが認められない在留資格で働くことは、不法就労活動になります。

◆不法滞在・不法就労する外国人の存在は、日本の労働面だけではなく、治安など色々な分野に問題を起こしています。最近では、不法滞在者たちがグループ化し、犯罪を犯すケースが増えており、治安悪化の原因にもなっています。また日本に入国・滞在する手段として偽装結婚や偽装認知などの事実が発生しています。

#### 【みなさんへのお願い】

◆働くことが認められていない外国人を雇った事業主や不法入国を援助した人などは法律により罰せられる場合があります。



◆外国人の雇用にあたっては、必ずパスポートや在留カードなどを見て在留資格や在留期限を確認してください。

◆安全・安心な街づくりのため、不法滞在者、不法就労者等の情報を見聞きされた人は、迷わず

『110番又は桜井警察署 ☎46・0110』  
まで連絡をお願いします。

【桜井警察署 ☎46・0110】

**水道メーターの取替えのお願い**

上下水道部では、6月1日(日)から20日(金)にかけて、次の地域で水道メーターの取替えを行います。ご協力お願いします。

○取替え予定区域

谷の一部、安倍木材団地1丁目の一部、2丁目の一部、橋本の一部、阿部の一部、浅古の一部、吉備の一部

▽問い合わせ先 水道総務課  
お客様係 (☎42・9211  
(代表)) **【水道総務課】**

**すみやかに公共下水道へ接続をく水洗化のお願い**

下水道が既に使えるようになってきている地域に住んでいない人は、すみやかに下水道への接続をお願いします。

なお、接続工事は、市の指定工事店に依頼してください。市指定工事店以外での工事は、違法工事となりますので、注意してください。

また、下水道を使用すると、下水道使用料を納めることとなります。下水道使用料は、

2か月に一度、水道料金と一緒に徴収します。

下水道を使用することで、臭いやハエの発生しない清潔で快適な生活がおくれるだけでなく、河川等の水質も改善されます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

**下水道をお使いのみなさんへ**

最近、下水道マンホールポンプで異物混入によるトラブルが相次いで発生しています。下水道へ油やおむつなどを流すと詰まる原因となりますので、流さないようにお願いします。

**工事業者のみなさんへ**

建物の新築工事などで仮設トイレを下水道に接続される時は、公共下水道一時使用の申請が必要です。無許可接続は違法行為となりますので、注意してください。

また、建物の解体工事などで下水道を使用しなくなる時は、公共下水道使用休止の届出が必要です。届出がないと、下水道使用料が課金されたままになりますので、事前に届出をお願いします。

▽問い合わせ先 下水道課  
(☎42・9211内線41・49) **【下水道課】**

**事業主のみなさんへ  
労働保険年度更新について**

平成26年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続きは、6月1日(日)〜7月10日(木)までの期間です。期間中の手続・納付をお願いします。

**《早期申告納付のお願い》**

年度更新申告書は、5月末までに事業所あてに送付していただきますので、申告書が届きましたら、お早めに申告・納付をお願いします。申告・納付期日である7月10日(木)は、金融機関・郵便局窓口において大変混雑が予想されます。

**《注意》**

期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料等の額を決定し、さらに追徴金(保険料等の10%)を課すことがあります。

詳しくは、奈良労働局総務部労働保険徴収室(☎0742・32・0203)または、管轄労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)まで問い合わせてください。

**【商工振興課】**

**ストップ・ザ・滞納!**

市税には、あらかじめ納期限が定められています。この期限内に全額納付がないことを「滞納」といいます。滞納することにより市税のほかに、督促手数料・延滞金が増算されるなど、納付される人には不利益になることはもちろん、滞納整理事務に多くの費用と時間がかかり、市の財政を圧迫してしまいます。みなさん、納期限を守り確かな納税を行いましょう。

**■コンビニ店舗で納付が出来ます。**

納期限内の納付書なら金融機関・市役所に加えて全国のコンビニでも納付出来るようになっていきます。コンビニでは24時間納付が可能で、金融機関の閉店後や土曜日、日曜日、祝日の納付が可能です。(納期限を過ぎていた納付書や納付書1枚の金額が30万円を超えるものは、コンビニで納付することはできませんのでご了承ください。)

取扱項目は、固定資産税(都市計画税)・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税です。特別な事情により納期限内に納付することが出来ない場合は、事前に税務課および保険医療課の徴収担当に相談してください。

市では、市の自主財源の確保を図ることからも、納期限までに納付していただいているみなさんとの公平性を保ち、滞納を解消するため、積極的に不動産・動産・債権等の差押を行っています。(動産・不動産のインターネット公売も行っています。)

平成25年4月〜平成26年3月中に市が行った処分件数

(差押・参加差押)  
不動産5件 給与42件 預貯金436件 生命保険56件  
その他72件 合計611件(市税及び国民健康保険税との合計)

**▽納付相談窓口**

税務課 (☎42・9111内線572・573・574)  
保険医療課 (☎42・9111内線226・525)



**【税務課】**

**市県民税の年金特別徴収  
新規開始のお知らせ**

平成21年度より、公的年金から市県民税の天引きを行う特別徴収制度が始まっています。年金特別徴収制度の対象者は、平成26年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、かつ前年中の年金所得に係る市県民税が課税となり、介護保険料が公的年金から天引きとなっている人です。

その中で、今年度から年金特別徴収の対象となる人や一旦特別徴収が中止となり再度対象となった人は、市県民税の納付方法が次のようになりますので注意してください。

納付方法は、平成26年度市県民税のうち公的年金所得に係る税額の半分を納付書または口座振替により2回で納付、残りの半分为年度後半の公的年金（4〜6期）から天引きとなります。（昨年から引き続きこの制度の対象となつていない人は、この限りではありません。）

※なお、市県民税の納税額や納期限については今月中旬発送予定の納税通知書を確認してください。

▽問い合わせ先 税務課市民係（☎42・91111内線541）  
【税務課】

**選挙人名簿の縦覧**

公職選挙法第22条第1項の規定に基づき、6月2日に新しく市の選挙人名簿に登録された人を掲載した書面を、次のとおり縦覧できます。

▽日時 6月3日（火）

～7日（土）

午前8時30分～午後5時

▽場所 選挙管理委員会事務局（市役所3階）

◆選挙人名簿登録資格を有する人は、次のとおりです。

日本国民で次の要件を満たす者

▽年齢条件 平成6年6月2日以前（同日を含む）に生まれた人であること。

▽住所要件 平成26年3月1日以前（同日を含む）に、

本市に住民票が作成され（他の市町村から本市に住所を移した人で転入届をした人については当該届出がなされ）引き続き6月1日現在において本市の住民基本台帳に登録されている人であること。

同時に平成26年3月3日から平成26年6月2日までの間に新たに市の在外選挙人名簿に登録された人を掲載した書面も縦覧できます。

**【選挙管理委員会】**

身近な危険物の取り扱いに注意！

**危険物安全週間**

「危険物 読みはまつすぐゼロ災害」を標語に6月8日（日）から14日（土）までの1週間、全国一斉に実施されます。

私たちの日常生活の中にある危険物には、ガソリン・灯油をはじめ化粧品・殺虫剤・接着剤等様々な形で生活の中に浸透しています。危険物による火災や事故の多くは慣れからくる油断や不注意、知識不足による取り扱いのミスから発生しています。

この「危険物安全週間」を機に、家庭では危険物品等の認識、使用上の注意および消火方法を身につけましょう。

事業所では、防災教育による「人的要因による事故の排除」「自主点検の徹底」「施設の潜在的な危険性の見直し」など、自主保安体制の確立により自社の安全と社会的責務

である地域の安全確保に努力しましょう。

当消防署では、この週間中の行事として危険物施設への立入検査を実施します。またポスターのぼり等を掲示し防火啓発を推進します。

▽問い合わせ先 奈良県広域消防組合桜井消防署予防課

（☎42・4119）【消防署】

**幼稚園就園奨励費（幼稚園保育料・入園料の補助）**

市内在住の人で、子どもを幼稚園（私立を含む）に通園させている家庭で、経済的負担の大きい家庭を対象として、所得状況に応じて、入園料・保育料を減免する制度があります。

詳しくは、通園されている幼稚園または学校教育課まで問い合わせてください。

▽問い合わせ先 学校教育課（☎42・91111内線606・607）

**【学校教育課】**

**狩猟免許取得の案内および補助について**

狩猟免許の試験は年2回開かれ、第1回が6月28日（土）

29日（日）、第2回が9月6日（土）7日（日）で、試験会場はリサイクル館かしはら（橿原市東竹田町1・1）です。

そのことについて、新たにわたしの狩猟免許を取得する人、また、その後に野生獣用の捕獲檻を購入しようとする人に対し、一定額の補助を行いますので、詳しくは問い合わせてください。

▽問い合わせ先 農林課農業振興係（☎42・91111内線353）  
【農林課】

**社会を明るくする運動に参加を**

7月は、「社会を明るくする運動」強調月間です。

誰もが安全で安心して暮らせる地域作りをめざして、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、社会を明るくする運動に参加しましょう。

◎7月1日（火）午前8時40分から、桜井駅北口から市役所までパレードを実施します。（雨天決行）

◎パレード終了後、市役所玄関前で法務大臣メッセージ伝達式を行います。

**【社会福祉課】**

教科書展示会2025

新たに検定を受けた小学校用の教科書を図書館で展示しています。これらの中から桜井市教育委員会が教科書を採用し、平成27年度以降桜井市立の全小学校で使用します。

▽閲覧期間 6月13日(金)～7月11日(金)

午前9時～午後5時  
※毎週火曜日・毎月第2金曜日  
日は図書館休館日のため、閲覧できません。

▽問い合わせ先 学校教育課(☎42・9111内線606) **【学校教育課】**

募集



上之庄分区域(貸農園) 使用者を追加募集

分区域(貸農園)に空区画があるため、追加募集を行います。

▽貸出期間 7月1日(火)～平成27年3月31日(火)  
※ただし、1世帯につき1区画の貸出に限る。

▽場所 大字上之庄(桜井西小学校東側)  
▽資格 市内在住の人

あなたの回答が、日本経済の力になる!

平成26年経済センサスー基礎調査・商業統計調査を一体的に実施します。

経済センサスー基礎調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的として実施します。

商業統計調査は、商業を営む事業所について、産業分類別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

調査票は6月末日までにお届けしますので、7月1日以降に提出をお願いします。調査の意義・重要性をご理解いただき、ご回答をよろしくをお願いします。

**【商工振興課】**

総務省・経済産業省・奈良県・桜井市

▽1区画 12平方メートル  
▽募集区画数 16区画  
▽使用料 4,000円  
▽募集期間 6月2日(月)～6日(金)

※印鑑を持参のうえ、申込手続きをしてください。  
※申込多数の場合は抽選。

※使用は本人か生計同一家族に限る。(名義貸しが判明した場合は、直ちに解約とします。)

▽申込・問い合わせ先 都市計画課(☎42・9111内線222) **【都市計画課】**

市営住宅等空家募集

▽募集内容 募集住宅および募集戸数の一覧表は営繕課にあります。

▽申込資格 (次の条件をすべて満たす人)

①市内在住または在勤の人  
②現在住宅に困っている人  
③現に同居し、または同居しようとする親族がある人(単身者向け住宅を除く)

④条例で定める収入基準額以内の人

・市営住宅(一般世帯:基準月收入額158,000円以下。高齢者・障害者世帯

等:214,000円以下)  
・改良住宅(一般世帯:基準月收入額114,000円以下。高齢者・障害者世帯等:139,000円以下)

⑤市税の滞納が無い人  
⑥過去に市営住宅等に入居していた人で、滞納、無断退去等をしたことがないこと  
⑦暴力団員でないこと

▽申込用紙配布及び受付日時 6月2日(月)～13日(金) 午前9時～午後4時30分  
※土・日を除く受付期間内に、専用申込用紙で直接営繕課まで申込んでください。用紙は営繕課で配布します。

▽選考方法 公開抽選  
▽入居日 8月1日(金)  
▽問い合わせ先 営繕課(☎42・9111内線243) **【営繕課】**

自衛官募集

※受験資格、試験日および入隊時期等詳細は自衛隊天理

募集案内所(☎0743・63・2540・ホームページ

http://www.mod.go.jp/pco/nara・メールアドレス hq1-nara@pco.mod.go.jp)まで。 **【市民課】**

平成26年度 桜井市奨学生募集

▽奨学生の資格

①奨学生およびその保護者が桜井市内に住所を有する人  
②次の学校の新入学生(第1学年1回限りの給付)  
高等学校・高等専門学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校高等部・専修学校(高等課程)

③次の奨学金等の貸与決定者  
奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)・生活福祉資金修学資金・母子寡婦福祉資金修学資金・日本学生支援機構奨学金

▽必要書類  
・桜井市奨学金申請書:学校教育課および市内4中学校に置いています。  
・③の奨学金等の貸与決定通知書の写し  
・世帯全員の住民票の写し(続柄記載のもの)  
・入学した学校の在学証明書

▽申請期間 8月8日(金)まで  
▽申請・問い合わせ先 学校教育課(☎42・9111内線606) **【学校教育課】**

# 桜井市農業委員会委員選挙

平成26年7月6日(日) 執行予定

◇投票のできる人

①平成6年4月1日以前に生まれた人で、本市に住所があり、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人  
②①の同居の親族またはその配偶者で平成6年4月1日以前に生まれ、年間おおむね60日以上耕作している人  
※今回の選挙は本年1月1日現在で本人の申請に基づいて調整した農業委員会委員選挙人名簿に記載されている人が対象となります。

◇投票日時

7月6日(日) 予定  
午前7時～午後6時

※通常選挙の投票時間と異なっておりますので注意してください。

◇投票場所 下記一覧表

◇立候補届出

日時：6月29日(日) 予定  
午前8時30分～午後5時  
場所：市役所2階大会議室  
※立候補予定者には、6月2日(月)以降に、立候補届出関係の諸用紙を選挙管理委員会へ渡します。

◇期日前投票

日時：6月30日(月)  
～7月5日(土) 予定  
午前8時30分～午後8時  
場所：市役所2階大会議室  
持参物：投票所入場整理券  
(届いていなくても投票できます)  
※投票する際、「期日前投票

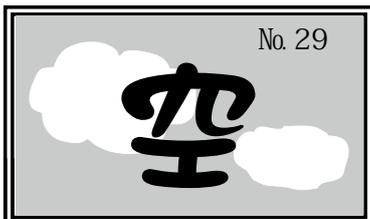
宣誓書」を記入する必要があります。

◇その他 不在者投票、代理投票、点字投票、その他選挙に関するものは、選挙管理委員会事務局(☎42-9111内線241)へ問い合わせてください。  
【選挙管理委員会】

◇投票場所一覧表

通常の選挙とは投票区が異なりますのでご注意ください。

投票区	投票場所	投票区域
第1投票区	桜井区公民館	桜井・川合・谷・戒重・粟殿・河西・浅古・上之宮・下生田・高田・阿部・安倍
第2投票区	安倍幼稚園遊戯室	木材団地・橋本・池之内・山田・高家・吉備
第3投票区	高齢者総合福祉センター	倉橋・今井谷・横柿・北山・南首羽・北首羽・下居・西口・多武峰・鹿路・八井内・飯盛塚・針道・百市・粟原・下り尾
第4投票区	朝倉学童保育所	外山・忍阪・赤尾・慈徳寺・脇本・黒崎・黄谷・狛・岩坂・朝倉台
第5投票区	大福小学校クラブ室	大福・東新堂・新屋敷・西之宮
第6投票区	上之郷公民館	菅森・中谷・白木・和田・芹井・笠・三谷・小夫・小夫高方・滝倉・修理枝
第7投票区	第3保育所	初瀬・白河・出雲・吉隠
第8投票区	三輪小学校体育館	三輪・金屋・上之庄
第9投票区	織田小学校玄関ホール	大泉・大西・芝・箸中・茅原
第10投票区	桜井北ふれあいセンター	穴師・巻野内・辻・草川・太田・大豆越・東田・江包・豊前・豊田



「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」への参加団体を募集します。

「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」では、「さくらい男女共同参画プラン21」の具現化をめざし、団体間の情報の交換、連携を図るため、「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」への新たな参加を呼びかけています。



- 【名称】「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」  
 【事業】・男女共同参画社会実現に向けた啓発の推進  
 ・「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」主催の研修会  
 ・加盟団体間の交流会  
 ・資料提供

加盟団体一覧	女性のひろば・さくらい	ならコープ男女共同参画研究会
	桜井市生活学校	ボランティアグループいこ～る
	新日本婦人の会桜井支部	桜井地区更生保護女性会
	桜井市退職女教師の会	部落解放同盟桜井市支部協議会女性部
	桜井市職員組合	桜井市母子寡婦福祉白百合会

※詳しくは、「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」事務局 人権施策課男女共同参画係 (☎42-9111内線564) まで問い合わせてください。

【人権施策課】

女性消防団員募集

桜井市消防団では、地域の安全・安心を守っていただける女性消防団員を募集いたします。

「主な活動内容」

- ① 火災予防・地域防災に関する広報、指導
- ② 応急手当の普及活動
- ③ 消防団・消防署が行う主要行事への参加
- ④ 災害時の後方支援

楽しく作りましょう！

「わくわくクッキング」(全3回) 受講者募集

▷対象者 市内の小学生(1年生～6年生)と保護者  
※3回すべて参加できる人



▷定員 12組  
▷場所 中央公民館2階 調理実習室  
▷実施時間 午前9時30分～11時30分

※多彩な食材を使用しますので、アレルギー等ある人は問い合わせてください。

開催日	内容	金額(1人)
7/6(日)	第1回: 楽しいおやつ 「ヘルシーなおやつ作り」 講師: 食生活改善推進委員協議会	300円
9/27(土)	第2回: 食の知恵 「元気になる朝食」 講師: 衛生指導員・管理栄養士 大川 美佐子さん	400円
12/20(土)	第3回: 季節を楽しむ 「クリスマスパーティー」 講師: 衛生指導員・管理栄養士 大川 美佐子さん	500円

▷申込方法 ハガキまたはFAXに①講座名「わくわくクッキング」②住所③氏名(ふりがな)〈子どもと保護者とも〉④学年⑤電話番号を記入のうえ、6月16日(月)までに、下記申込先へ。

※申込多数の場合は、抽選となります。

※電話申込みはできません。

▷申込・問い合わせ先 社会教育課(〒633-8585 大字粟殿202 ☎42-9111 内線608・FAX45-0962)

【社会教育課】

放送大学で学んでみませんか？

10月入学の出願は6月15日(日)から8月31日(日)まで受付しています。

資料は無料ですので、気軽に放送大学奈良学習センター(☎0742-207870)まで請求してください。

また、放送大学のホームページでも出願できます。

【社会教育課】

相談



住宅相談窓口

安全で安心な住まいづくりのために県に登録されたアドバイザーが相談に応じます。

▽日時 6月・8月・10月・12月・平成27年2月の第3木曜日 午後1時～4時

(事前予約制)

▽場所 市役所2階相談室  
▽相談内容 住まいの新築・改築・リフォーム等の基礎的な相談・耐震診断・耐震改修に関する基礎的な相談・住まいのバリアフリーに関する相談・その他の住まいに関する法律や制度および整備の相談

▽対象者 市内在住または市内に土地・家屋を有する人

▽定員 3人/1日

▽費用 無料

▽申込方法 電話連絡後、申込書記入

▽申込・問い合わせ先 営繕課(☎42-9111 内線219)

【営繕課】

教育相談を実施します

平成27年度小学校に就学予定で、発達に心配のある幼児の教育相談を実施します。相談を希望する人は、現在通っている幼稚園・保育所等を通じて申込むか、直接学校教育課に申込んでください。

▽申込期間 6月2日(月)～30日(月)

※小中学校在学の人は、各学校に問い合わせてください。

▽問い合わせ先 学校教育課(☎42-9111 内線606)

【学校教育課】

犬の飼い主のみなさんへお願い

犬のしつけやフンの処理は飼い主のマナーです。一人のマナーの低下により、周囲には多大な迷惑がかかります。犬の散歩時にはフンを処理する道具を持参し、飼い主が責任を持って後片付けをしましょう。また、犬・猫のご相談などは、動物愛護センター(☎0745-83-2631)へ問い合わせてください。



## 国民健康保険に加入のみなさんへ

平成26年度 特定健診が始まります！



### ①受診券は届きましたか？

対象者（4月1日現在、桜井市国保に加入の40～74歳）には、5月中旬～下旬頃にピンク色の封筒で、受診券を送付しています。

※4月2日以降に桜井市国保に加入された人、6月9日を過ぎても受診券が届かない人は、保険医療課給付係まで問い合わせてください。

### ②受診する日は決まっていますか？

6月1日～平成27年2月28日までの期間であればいつ健診を受けても大丈夫ですが、血液検査は検査前の約3か月間の生活習慣が大きく影響するといわれています。

普段の体の状態を知るためには、一時的に生活が乱れがちな年末年始を避け”夏～秋頃”の受診

がオススメです！年明けの受診は、特に混雑しますので早めに受診しましょう。

### ③受診する病院は決まっていますか？

受診券に同封している「受診案内」には、桜井市内の特定健診を実施している医療機関を掲載しています。桜井市外での受診を希望の場合は、給付係まで問い合わせてください。かかりつけの医療機関がない人、がん検診と同時に受診したい人は、がん検診と特定健診のセット健診を用意しています。詳しくは受診券同封の「受診案内」を確認してください。

**ご好評につき…特定健診と肺がん検診・胃がん検診とのセット健診の日程を増設しました！**

▷問い合わせ先 保険医療課給付係（☎42-9111内線527・526） **【保険医療課】**

## 後期高齢者医療制度に加入のみなさんへ

### 《健康診査のお知らせ》

いつまでもすこやかに過ごすために…

糖尿病等の生活習慣病の早期発見、早期治療を目的として健康診査を実施します。

※受診券は5月下旬にお送りしています。（4月以降に75歳になる人は、誕生月の2か月後に発送します。）

- ▷実施期間 6月1日～平成27年1月31日
- ▷実施場所 市内の協力医療機関および県内の協力医療機関（市内の協力医療機関の名称等は、5月下旬にお送りした受診券に同封しています。）
- ▷健診内容 ◎問診 ◎身体計測、血圧測定、尿検査 ◎血液検査 ◎心電図
- ▷費用 500円

年齢を重ねるとともに、からだは衰えやすくなり、病気にかかる危険性も高くなるなど、健康上のさまざまな不安が増してくるものです。



しかし、健康管理に努めることによって老化を遅らせたり、自立した生活が継続でき、病気を防いだり進行を抑えたりすることもできます。

ぜひこの機会に受診しましょう。

※治療の一環として同様の検査を受けている場合は、この健康診査を受ける必要はありませんので、医療機関に受診中の人はお医者さんに相談してください。

▷問い合わせ先 保険医療課医療係（☎42-9111内線522・524） **【保険医療課】**

## 年金支給額のお知らせ

平成26年度の年金支給額が変更になります。ただし、国民健康保険税、市・県民税、介護保険料および後期高齢者医療保険料が特別徴収の対象になっている人は、受け取り額が変更になる場合があります。

平成26年度の年金額	基礎年金の種類		年金額(年額)
	老齢基礎年金(満額)		772,800円
	障害基礎年金	1級	966,000円
		2級	772,800円
	遺族基礎年金(子が1人ある妻が受けるとき)		995,200円
老齢福祉年金		395,900円	

▷問い合わせ先 保険医療課保険年金係（☎42-9111内線528）

**【保険医療課】**

**児童手当現況届を提出してください!**

現在手当を受給している人が6月以降も引き続いて手当を受給するために、「児童手当現況届」の提出が必要になります。

対象者には、5月下旬頃に現況届用紙を送付していますので、児童福祉課に提出してください。

- ▷提出期限 6月2日(月)～30日(月)
- ▷必要なもの ・現況届用紙・認印・健康保険証(受給者本人のもの)の写し→厚生年金・共済年金加入者のみ必要です。桜井市国保加入者や年金未加入者は必要ありません。・別居監護申立書(児童と

別居している場合に必要)→受給者が養育する18歳までの児童が市外に居住している場合は、児童を含む世帯全員の住民票謄本(本籍・続柄の記載があるもの)を添付してください。

その他、平成26年1月1日現在で桜井市に住民票がなかった人は、平成26年度の課税(非課税)証明書を前住所地で取得して、現況届と併せて提出してください。

▷手当支給月

6月・10月・2月のそれぞれ15日(土・日・祝日の場合は、その前の平日)に、各月の前月分までの手当を支給します。



☆手当支給額

年 齢	支給月額
0～3歳 (3歳の誕生日まで)	15,000円
3歳～小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前 (第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円
その他、所得制限額を超える人の児童は、一律月額	5,000円

☆所得制限限度額

平成26年度(平成25年中)所得(単位:万円)

住民税扶養親族の数	所得限度額
0人	622.0
1人	666.0
2人	698.0
3人	736.0
4人	774.0
5人	812.0

詳しくは、児童福祉課こども福祉係(☎42-9111内線281)まで問い合わせてください。

**【児童福祉課】**

**火災・救急・救助は119番**

近年、救急車の出動要請が多くなっています。当市では、緊急の病気やケガから大切な命を救うために3台の救急車が24時間体制で活動しています。もし安易に救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする事故等が発生したとき、救急現場への到着が遅れることで救える命が救えなくなるおそれがあります。



救急車を必要かどうか迷った場合は、奈良県救急安心センター相談ダイヤル「#7119」(ダイヤル回線・IP電話からは☎0744-20-0119)か、こども救急電話相談「#8000」(ダイヤル回線・IP電話からは☎0742-20-8119)を利用してください。

※こども救急電話相談は平日午後6時～翌朝8時、土曜日は午後1時～翌朝8時、日曜・祝日は終日対応しています。

救急車を本当に必要とする人のために、みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

当市では、救急車が要請を受けてから現場に到着するまでの平均時間は約7分です。たかが7分ですが、この7分間が傷病者の生命を左右することがあります。そんな時、その場に居合わせた人(バイスタンダー)が応急手当を速やかに行えば、救命率の向上や経過にも良い影響を与えることは、医学的にも明らかです。実際の救急現場においても、バイスタンダーが応急手当を行い救急隊に引継ぎ、尊い命が救われた事例が数多く報告されています。また、近年一般市民による自動体外式除細動器(AED)の使用が認められ、一般市民による応急手当の必要性がさらに高まっています。

救命講習会の講習方法も様々あり、2日間に分けて受講する方法など、市民の方々にとって今までよりもさらに受講しやすくなるような方法もありますので、市民のみなさんも講習会で正しい応急手当の方法を身につけ、家族の命はもちろん、あらゆる人々の救命に役立てましょう。

救命講習会等の問い合わせ・申込みは、奈良県広域消防組合桜井消防署 警防課救急係(☎42-4119)まで。

**【消防署】**

募金



善意銀行

市民のみなさんからの、金銭や物品などの善意の気持ちをお預かりし、福祉事業への援助に活用しています。

《4月分》

「川の彩り花つつみ事業代金」平和橋会様	30,900円
桜井	
菜の花プロジェクト様	10,000円

▽預け入れ先 善意銀行  
 (社会福祉協議会内 大字桜井535・1 ☎42・2724)・社会福祉事務所  
**【社会福祉協議会】**

毎月1日は  
**「桜井安全・安心の日」**  
 です

**【危機管理課】**

《 無 料 相 談 コ ー ナ ー 》

相 談	内 容	日 時	場 所	予 約	申 込 ・ 問 い 合 わ せ 先
中南和法律相談センター法律相談	日常お困りの法律問題(予約面談制)〈先着6名・各30分間〉	毎週火曜日(祝日は除く) 13:00～16:00	市役所2階相談室	要	相談日の1週間前の火曜日の午前9時30分から電話で奈良弁護士会へ。(☎0742-22-2035) <b>【市民協働課】</b>
※火曜日以外にも他会場での相談窓口があります。詳しくは奈良弁護士会へお問い合わせください。					
無料法律相談	弁護士による法律相談(予約面談制)〈市内在住・先着7名・各25分間〉	6月12日(木) 13:00～16:00	市役所2階相談室	要	6月2日(月)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
※無料法律相談は市内在住者で、今までに無料法律相談を受けていない人のみ利用できます。					
司法書士による法律相談	借金問題、土地建物・会社法人の登記、相続、遺言などの相談(予約面談制)〈先着5名・各40分間〉	①6月13日(金) 13:00～16:20 ②6月26日(木) 13:00～16:20	市役所2階相談室	要	①6月3日(火)午前8時30分以降 ②6月11日(水)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
税理士による税務相談	税金についての相談(予約面談制)〈先着5名・各30分間〉	6月18日(水) 13:00～16:00	市役所2階相談室	要	6月4日(水)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
※税理士(税理士法人)に依頼されている人は利用できません。					
行政書士による法務相談	営業許可、帰化など身分に関する事、近隣トラブルなどの相談(予約面談制)〈先着5名・各40分間〉	6月27日(金) 13:00～16:20	市役所2階相談室	要	6月13日(金)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
消費生活相談	消費(買物・契約等)・多重債務などの相談	毎週火・木・金曜日(祝日は除く) 10:00～16:00	市役所1階消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
行政相談	行政に関する相談	6月11日(水) 13:00～16:00	市役所1階消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
※予約は不要ですが、当日に受付が必要ですので、市民生活係までお越しください。					
福祉の『心配ごと相談』	日常生活における様々な悩みごとや心配ごとなどの相談	毎週木曜日 10:00～15:00	福祉センター分館	不要	相談日には電話相談(☎42-6804)も行います。 <b>【社会福祉協議会】</b>
若者自立のための相談会	高校中退者・ニート・引きこもりなどの相談	6月2日～30日(日・祝日除く) 9:00～18:00	桜井駅南口駅前 エルト桜井2階	不要	若者サポートステーションやまと(☎44-2055) <b>【商工振興課】</b>
人権擁護委員による『悩みごと相談』	人権に関わる様々な悩みごと	6月2日(月) 13:00～16:00	市役所1階消費生活相談室	不要	人権施策課人権係(☎42-9111内線562) <b>【人権施策課】</b>
女性相談	女性の様々な問題や悩み(夫婦・育児・介護・ドメスティックバイオレンスなど)	6月23日(月) 面接相談 12:30～15:00 電話相談 10:00～11:30	まほろばセンター ☎42-1973	要 不要	相談日の午前中までに人権施策課男女共同参画係へ。(☎42-9111内線564) ◎匿名での相談も可。 <b>【人権施策課】</b>

催し・市内



第49回  
ランチタイムコンサート

- ▽日時 6月12日(木)  
午後0時15分～0時45分
- ▽場所 市民会館ロビー
- ▽内容 みんなで歌いましょう
- ▽費用 無料
- ▽問い合わせ先 文化を考える桜井市民の会(☎090・6751・5708)

【社会教育課】

さくらショップ 開催  
市内福祉施設で作られたもの、販売します

- ▽日時 6月12日(木)  
午後0時45分～1時30分  
(ランチタイムコンサート終了と同時に開店)
- ▽場所 市民会館ロビー
- ※入場無料・予約不要
- ▽問い合わせ先 社会福祉課 障害福祉係(☎42・9111 内線273)

【社会福祉課】

市観光協会主催事業

万葉ゆかりの地味酒三輪の里を歩くハイキング

- 市観光ボランティアガイドの会のメンバーが三輪の町の隠れた魅力をご案内します。
- ▽日時 6月1日、8日、15日、22日、29日(各日曜日)
- ※予約不要
- ▽集合時間・場所 午前9時45分・JR三輪駅前
- ▽コース(約3km) 三輪駅→大神神社→大和の杜展望台→三輪茶屋跡→恵比須神社→古い商家街並み→三輪駅(正午頃解散)
- ▽費用 無料
- ▽問い合わせ先 市観光協会(☎・FAX 42・7530)

生き生き講座

- ◆身体の不思議講座「良い姿勢を体験してみませんか」
- ▽講師 中川征士さん(理学療法士)
- ▽日時 6月15日(日)  
午後7時～
- ▽場所 桜井本町通り2丁目 ためり場(旧マエダふとん店)

店)

- ▽申込締切日 6月7日(土)
- ▽申込・問い合わせ先 電話で、三宅嘉彦(大字桜井10000ヘアーモードサロンミヤケ☎090・3050・0771)へ 申込んでください。

【観光まちづくり課】

おりがみ講座

「おりがみで作る季節の色紙」

- ▽日時 6月27日(金)  
午前10時～正午
- ▽場所 中央公民館研修室
- ▽対象 市内在住・在勤の人
- ▽募集人数 20人(定員になり次第終了)
- ▽講師 岡田幸与さん
- ▽作品 おりがみで作る季節の色紙
- ▽材料費 400円
- ▽申込締切日 6月18日(水)
- ▽申込方法 材料費をそえて中央公民館窓口へ。
- ※電話申込はできません。
- ※月・火曜日は休館です。
- ▽申込・問い合わせ先 中央公民館(☎45・0965)



- 【中央公民館】

差別をなくす市民集会

多数のご参加をお待ちしています。  
手話通訳・要約筆記あります。

- ▷日時 7月5日(土)  
午後1時30分開会
- ▷場所 桜井市民会館
- ▷テーマ 自分らしく生きていこう  
～体は男性、心は女性という運命に

翻弄されながら～

- ▷講師 地元桜井市出身の歌手・モデル 麻倉ケイトさん
- ▷主催 桜井市 桜井市教育委員会 桜井市人権教育推進協議会



～入場無料～

公民館に泊まってみよう  
「生まれ! 桜井キッズ 公民館で大冒険」

異年齢の子どもたちが食事作りから後片付けまで、共同生活を体験します。参加者には事前に説明会を開き、詳しい内容としおりの配付をします。

- ▽日時 《集合》8月2日(土)  
午後3時 《解散》8月3日(日) 正午
- ▽場所 中央公民館
- ▽対象者 小学校4年生～6年生(15人)
- ▽参加費用 1,500円
- ▽準備物 パジャマ・着替え・エプロン・タオルケット等

▽申込方法 ハガキまたはFAXに①講座名「生まれ! 桜井キッズ」②住所③氏名(子どもと保護者とも)④学年⑤電話番号を記入のうえ、7月11日(金)までに、左記申込先へ。中央公民館窓口での受付も可能です。

- ※申込多数の場合は、抽選となります。
- ※電話申込はできません。
- ▽申込・問い合わせ先 社会教育課(〒633・8585 大字栗殿202 ☎42・9111 内線608・FAX 45・0962)

【社会教育課】

催し・市外



**奈良県立明日香養護学校の  
学校見学会・体験学習・教  
育相談について**

【学校見学会】

▽実施日 6月11日(水)

午前9時～正午

▽対象 肢体不自由を有する  
幼児・児童・生徒の保護者、  
特別支援学級担当者および  
通園施設等の職員等。

【体験学習】

▽実施日 7月2日(水)

午前9時～正午

▽対象 肢体不自由を有する  
5歳以上の幼児、小・中学  
生とその保護者・関係者等。

【教育相談】

▽相談日 調整しますので、  
事前に電話連絡ください。  
▽対象 肢体不自由を有する  
幼児・児童・生徒の保護者  
および担任等。

▽相談内容

○肢体不自由を有する子ども  
の就学、入学、転入学に関  
すること。  
○病弱の生徒の入学、転入学  
に関すること。

【観光まちづくり課】

○教育上の指導に関すること。  
○健康、自立活動、進路指導、  
交流及び共同学習、特別支  
援教育等。

※病弱部門の学校見学・体験  
学習は随時受付中です。

▽申込・問い合わせ先

奈良県立明日香養護学校(☎54  
- 3380) 【学校教育課】

**「飛鳥・藤原」世界遺産登  
録の意義を考える講演会**

世界遺産登録の意義を、「飛  
鳥・藤原」の考古学遺跡と、  
昨年世界遺産へ登録された富  
士山の事例から考えます。

▽日時 6月14日(土)

午後2時～4時30分

▽場所 かしはら万葉ホール

▽講師 松村恵司さん(奈良  
文化財研究所所長)、近藤

誠一さん(前文化庁長官)

▽申込方法 往復ハガキかF

AXで、氏名・住所・電話番  
号・参加人数を書いて6月  
6日必着で橿原市世界遺産  
推進課講演会係(〒634  
- 8586 橿原市八木町1  
- 18 Ⅸ20・1528)へ。

▽問い合わせ先 橿原市

世界遺産推進課(☎21  
- 1114)

**なら男女共同参画週間イベ  
ント2014**

「人生充実化プロジェクト  
〜幸福度を上げる働き方〜」  
と題した記念講演、劇、ワー  
クショップ等を行います。申  
込不要、全日入場無料です。

▽テーマ 「女(ひと)と男(ひ  
と) 共に担える参画社会」

ワーク・ライフ・バランス  
は進んでいますか〜」

▽日時 7月3日(木)〜6

日(日) 各日午前10時〜午  
後4時(7月3日は午後2

時〜4時の記念講演のみ)

▽場所 県女性センター(奈  
良市東向南町6)

【人権施策課】

**企業合同説明会**

〜事前申込み不要〜

県内の求人企業約15社が就  
職希望者に対して会社概要や  
求人内容等を説明する企業合  
同説明会を開催します。キャ  
リアカウンセリング、無料職  
業紹介所登録面談あります。

▽日時 6月6日(金)

午前11時〜午後4時

▽場所 社会福祉総合セン  
ター(橿原市大久保町

**リサイクルフェア**

6月は環境月間です。自然環境を守る手段のひとつにリサイ  
クルがあります。家庭から出された粗大ごみの中から、手  
直しして使えるようにしたものを展示します。希望者には抽  
選で提供します。

【リサイクル自転車・家具の展示・申込受付】※1人1点のみ

○日時 6月16日(月)〜22日(日) 午前9時〜午後4時

※6月22日(日)の受付時間は午前9時〜午後1時

○場所 桜井市グリーンパーク夢市場

○対象 市内在住の人

【抽選発表】 グリーンパーク夢市場で6月22日(日)

午後1時から抽選・掲示

【自転車・家具引渡】

○日時 6月22日(日) 抽選発表後〜6月27日(金)

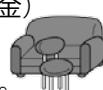
午前9時〜午後4時

※自転車の引渡し時に防犯登録料500円を預ります。

※善意銀行への募金をお願いします。

▷問い合わせ先 桜井市グリーンパーク業務課

(大字浅古485 - 1 ☎45 - 2001) 【環境部】



奈良県出身者の多い県外の  
総合大学で県内企業の企業合  
同説明会を開催します。県内

学生・若年者向け県内求人  
情報を発信  
**「奈良で働くフェア」開催**

▽対象者 平成27年3月大学  
卒業予定者およびおおむね  
45歳未満の求職者

▽問い合わせ先 ならジョブ  
カフェ(一社) 奈良経済産  
業協会(☎0742 - 20  
- 2210)

近畿大学東大阪キャンパス  
▽対象 奈良で就職を考えて  
いる大学生

▽問い合わせ先 奈良しご  
とiセンター無料職業紹  
介所(☎0742 - 23  
- 5729) 【商工振興課】

のメーカーが多数参加しま  
す。予約不要、入場無料です。  
▽日時・場所  
・6月11日(水) 午後1時〜  
5時(受付：正午)〜  
関西大学千里山キャンパス  
・6月25日(水) 午後1時〜  
5時(受付：正午)〜

スポーツのコーナー

【総合体育館 ☎45-0606 <http://www.net-taikyo.com>】

小学生水泳教室

▽日時 7月23日(水)～25日(金) 28日(月) 29日(火)の5日間 午前9時45分～正午

▽場所 市民プール

▽対象者 市内在住の小学1・2年生

▽定員 60名

▽参加費 1人4,000円

▽申込開始 7月1日(火)

(定員になりしだい締切)

▽申込方法 往復ハガキに住

所・氏名・学年・保護者名・

電話番号(返信用の宛名は

保護者名)を記入のうえ、

総合体育館「水泳教室」係

(〒633-0001大字

三輪686)へ。



小学生陸上記録会

▽日時 7月26日(土) 午前9時開会式(雨天中止)

▽場所 芝グラウンド

▽種目 50m走(全学年)・

80m走(3年生以上)・

100m走(4年生以上)・

走幅跳(全学年)

▽対象者 市内在住の児童

▽申込締切日 7月19日(土)

芝運動公園体育施設の利用申請について

申請は利用を希望する日の属する月の前月の1日から、総合体育館の窓口で受付します。ただし、行事等で利用できない日があります。また、施設の安全管理や設備上使用できない場合もあります。申請方法・利用料金等と併せて事前に総合体育館に問い合わせてください。

今月の市税・保険料

市税 ■市県民税(全・1期分)

納期限は6月30日(月)です。

※納め忘れのないように注意してください。

スポーツ振興くじ (toto) 助成事業・桜井宇陀サッカー教室の開催について

- ▷日時 6月15日(日) 午前10時～午後3時30分
- ▷場所 曾爾村ふれあいホール (曾爾村大字塩井)
- ▷参加対象者 圏域内(桜井市・宇陀市・曾爾村・御杖村)に住所を有する4,5歳～中学生(サッカー未経験者や男・女は問いません)
- ▷参加費 無料



- ▷申込方法 封書により(結果連絡用「官製ハガキ」同封のうえ)、桜井宇陀広域連合 サッカー教室係(〒633-0021 大字倉橋2116-2)まで。参加申込書および参加承諾書は、桜井宇陀広域連合ホームページからダウンロードできます。
- ▷申込締切日 6月6日(金)(先着順60名)
- ※詳しくは、桜井宇陀広域連合サッカー教室係(☎44-1444)へ。 【社会教育課】

ひみこちゃん

記紀万葉の地を訪れる - その1 -



やっぱり、門前からの景色が最高やで～。ここからは、箸墓や三輪山もきれいに見えるで。ぜひ一度訪れてみてや～。

今回は、市民目線で「桜井の<sup>しもと</sup>とっておき」に選ばれた「大和さくら<sup>しんりんじ</sup>い100選」から、桜井市下にある<sup>しんりんじ</sup>聖林寺の<sup>しんりんじ</sup>とっておきビューポイントを紹介するでえ～。



境内からの眺めも又キレイやなあく♡



「ひみこちゃんのページ」

<http://www.city.sakurai.nara.jp/himiko/index.html>

桜井市役所 観光まちづくり課 (☎42-9111 内線348)

E-mail: [kanko@city.sakurai.nara.jp](mailto:kanko@city.sakurai.nara.jp)

twitter @himiko\_\_chan

【観光まちづくり課】

# 広告掲載枠